

事業)十七(開業十三、未開業四)官廳用二十七、自家用三百六なり。營業用電氣事業の概況は左の通である。

事業者數	資本金	拂込資本金
一七	五七,八三六,〇〇〇 ^円	四六六,五三〇,五〇〇 ^円

瓦斯事業 瓦斯事業者は従來京城電氣株式會社と朝鮮瓦斯電氣株式會社(昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社に引繼經營す)が夫々京城府及釜山府を營業區域として、電氣事業と兼營し來つたのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府、西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。更に昭和十三年四月新義州にこの事業經營が許可せられ同年十二月供給を開始した。

昭和十六年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである

事業者數	資本金	拂込資本金	瓦斯事業興業費	一日瓦斯製造能力
五	六二,四三三,〇〇〇 ^円	五六,四三三,〇〇〇 ^円	三,八三九,二八九 ^円	七,一〇五 ^{立方米}

備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

一〇 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引は大部分、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業を營む者が漸次増加したが、此等の在來市場は依然地方重要な商業機關であつて、昭和十四年末に於ては全鮮を通じて其の數千五百箇所、其の取引額一箇年四億一千四百萬圓に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期に開市し、市日には附近の住民は勿論遠く八、九里の地から購客が來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。この市場には客主・居間・監考・典當等の取引機關がある。

客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貨金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるもので、其の商行爲は恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するのである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある。稍客主業と似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買を紹介するに止まり取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品は一定しないが、市場の米穀取引は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考が升量し、其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受する慣習である。然し市場規則の發布と共に今や殆んど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當 (質屋) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の割合は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は其の時期を頗る短くする。然し何れも利息支拂に依り延期し得ること及び流質となりたる場合、典當權者が其の典物を賣却處分し得ることは内地の質屋業と異ならない。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等の内地人集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨、吳服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任し得ないので、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分從前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は、産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

商 業

一四二

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	一五〇	九七	二	一四六	三七六	一、一九七	一〇	六	二	四七〇	三、五八一
朝鮮に支店を有する内地會社營業種別											
年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	三	五	一九	六	六	七	六	三	一	六	二五二
朝鮮に支店を有する外國會社營業種別											
年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十四年末	—	六	—	—	—	—	—	—	—	—	二

取引所附正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年帝國領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所以外一切取引所の新設を許さなかつたが、朝鮮の産業並に經濟の進展は到底右方針を持續し難き實情に至つたので、昭和六年五月朝鮮取引所令を同九月其の施行規則を發布し以て取引所に對する根本方策を樹立し昭和七年一月一日より實施した。即ち取引所は原則として會員組織に依ることとし有價證券取引所市場は凡て之を取引所と看做し取引所令に依らざれば設立を爲し得ざることとなつた。併し新令公布の際現

に存した株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を爲し且右兩社は合併をも爲し得るの途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ取引所市場外に行ふことを得ざらむると共に市場規則を改正し既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし（昭和七年末限り廢止）新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を許可し、又株式會社仁川米豆取引所と株式會社京城株式現物取引市場の合併を認容、株式會社朝鮮取引所の設立を許可し、従前通仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行ふこととなつた。

右取引所令と同時に米穀の現物を取引する所謂正米市場を統制するため、正米市場規則を制定實施し釜山に釜山穀物商組合の經營する正米市場の設置を許可した。

然るに米穀に付ては其の後の狀勢の變化に伴ひ取引所取引を容認せざること内外地の方針決定の結果、昭和十四年九月朝鮮米穀市場株式會社令公布せられ同年十一月より實施せられ、米穀に付ては右會社の經營する市場以外に於て之を行ふことを得ざることとなり、従前の米穀取引所及正米市場は自然廢止せらるるに至り、取引所は京城に於て有價證券の清算及實物取引を行ふ株式會社朝鮮取引所のみを存することとなつた。

商工會議所

商工會議所は、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したが、會議所として存立の意義を有せざるものも少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布施行して之を整理し、一地區一會議所と定め内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱すること十五年、同令は長足の發達を遂げて殆んど其の面目を一新した朝鮮の實情に副はざるものあるを認めためたので更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益益其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・馬山・海州・城津・羅津・清州・晋州・會寧・統營・麗水・春川の二十六であり、之等商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社會的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなく、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の

設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要な指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物・毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材・電球・琺瑯鐵器・人絹織物・ゴム靴・靴下・燐寸・煉瓦・石油・螢石・石炭の生産製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに認定した。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるものは、前記各業種に互り多數を算したが昭和十三年朝鮮工業組合令發布に伴ひ工業關係の同業組合に改組せられ、昭和十六年八月末現在に於ける組合は紙物・人蔘・牛乳・螢石の同業組合各一、蠶種同業組合四、果物同業一二、同聯合會一、石炭同業組合一四、同聯合會一、合計三十六あり、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合の目的達成に活動してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられた結果、昭和八年三月三十一日限り解散した。

産業組合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設であるから、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度施行により相當の發達を示したので、之と重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際、數よりも先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は、昭和十五年三月末に於て組合數百十七、組合員數二十二萬一千人、出資金三百二十四萬三千圓、積立金百三十三萬七千圓、借入金一千六百九十八萬五千圓、事業高四千六百七十五萬二千圓である。

工 業 組 合

朝鮮の工業は異常の發展を遂げつゝあるが、其の大部分は中小工業であるから之が振興を圖ることは工業全般の振興上極めて重要なることである。然るに其の實情は資力薄弱にして、秩序及統制を缺き其の進展上幾多の不合理があるので、工業組合制度を設け共同施設に依り販賣、購買、利用等の經濟事業を行はしめ大企業の有する利便を得せしむるの外検査、統制、金融等の施設に依り、業界の改善發達を企圖せしむる要あるを認め、昭和十三年八月朝鮮工業組合令を公布し同年九月一日之を施行した。昭和

十六年八月末迄に設立したる組合及聯合會は紡織工業一七、機械器具工業一五、金屬工業二、窯業八、化學工業七（内聯合會一）、製材及木製品工業二、印刷業一、食料品工業一一、その他の工業一七（内聯合會一）、計八〇である。

商 業 組 合

商業者は從來自由競争を以て生命として居つた爲に同業者間の協調的精神が乏しく従て組合組織に依る自治的統制の如きは甚だ不完全であつたのであるが事變以來商品の漸減と各種統制の強化に伴ひ中小商業者は其の活動範圍が縮小せられ深刻なる打撃を蒙るに至り其の社會上及配給組織上に及ぼす影響大なるに鑑み之が維持育成を圖ると共に物資配給の合理化並に物價の調整上商業者組織化の要緊切なるを認め昭和十六年三月十日朝鮮商業組合令を公布し同月十五日より之を施行した。

昭和十六年八月末迄に設立せられたる組合は七組合であるが今後組合數は急速に増加するものと認められる。

商 工 獎 勵 館

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他刊行物發行、蒐集及供覽

等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地・上海・浦鹽就航船室の一部に朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むると共に本府東京事務所の一部に、朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して、朝鮮事情の周知徹底と資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣斡旋の衝に當り、其の眞價の發揚と商圏の擴張に努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は鮮内各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等への出品斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずると共に見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に後援助成の勞を執り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包装・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を明にすると共に、一面關係官吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等の活動に努めてゐる。

一一 貿易

概況

昭和十四年中の朝鮮總貿易額は二十三億九千五百萬圓にして、前年に較べ二割四分の増加であり、昭和十年の貿易に比すれば約二倍の進展振である。之は全く朝鮮内産業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が内容を觀察すれば對内地關係に於て移出は七億三千六百萬圓、輸移出總額の七割三分、移入は十二億二千九百萬圓で、輸移入總額の八割八分を占め、差引四億九千二百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の産業及貿易が如何に内地經濟に依存すること大なるかを察することが出来る。而して其の移出主要品は米、鑛産物、肥料、水産物、生糸、大豆、移入は織物、機械類、鐵材、食料品等である。

次に對外關係にありては輸出二億六千九百萬圓、輸入一億五千九百萬圓で、差引出超一億一千萬圓を算し更に之を對滿、關、支の所謂圓プロック内貿易と第三國貿易に區別して觀察するに、圓プロック内輸出貿易は二億六千百萬圓で輸出總額の九割七分、輸入は九千八百萬圓で輸入總額の六割二分を占め、之が輸出主要品は米、水産物、人絹織物、木材、輸入は粟、大豆、石炭、肥料等である。

次に第三國貿易は輸出八百萬圓、輸入六千萬圓で差引入超五千二百萬圓、其の主要品は輸出は水産製

出品は農産物を大宗とし、鑛産物及水産物之に亞ぎ就中米、鑛産物、水産物の朝鮮貿易に占むる割合は極めて大にして其の他、肥料、生糸、大豆、魚油、石炭、棉花、木材等が其の主なるものである。輸移入品は概ね工業製品多く、即ち機械類、織物類、鐵材、石炭、木材、礦油、紙類、粟等其の主要なるもので、特に輓近各種企業の勃興に伴ひ之等事業用品及原料品の輸移入増進の趨勢にある。

貿易船舶

近時朝鮮産業界の躍進的發展に伴ひ貿易船舶の出入頻繁となつたが其の大部分は日本船舶である。然るに北鮮三港の設備充實と北滿地方交通機關の整備と相俟つて滿洲國特産大豆の出廻り促進され、加ふるに朝鮮に於ける水産物加工業の發達等の爲之等物資積取り外國船舶の出入逐年増加の傾向にあつたが偶々歐洲戰亂勃發により一時中絶の已むなき状態に至つた。しかし戰亂平靜の曉には相當殷盛を招來するものと推斷せらる。最近に於ける入港船舶は次の如くである。

年 別	外 國 貿 易 船			汽 船			帆 船		
	隻	噸	計	隻	噸	計	隻	噸	計
昭和十三年	一、四三三	一五、八〇六	一、四三三	一、四三三	一、九三六	一、四三三	一、四三三	一、九三六	一、四三三
同 十四年	一、六〇七	一三、九八一	一、六〇七	一、六〇七	一、九三六	一、六〇七	一、六〇七	一、九三六	一、六〇七

年 別	内 地 間 貿 易 船			汽 船			帆 船		
	隻	噸	計	隻	噸	計	隻	噸	計
同 十五年	一、二四三	一四、五九六	一、二四三	一、二四三	一、七〇〇	一、二四三	一、二四三	一、七〇〇	一、二四三
昭和十三年	一、六〇〇	二二、五三一	一、六〇〇	一、六〇〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	二、二〇〇	一、六〇〇
同 十四年	一、〇六五	二四、五五二	一、〇六五	一、〇六五	一、九九七	一、〇六五	一、〇六五	一、九九七	一、〇六五
同 十五年	一、一五五	二四、三〇一	一、一五五	一、一五五	一、二四五	一、一五五	一、一五五	一、二四五	一、一五五

備考 噸数の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

海外經濟狀況調査並朝鮮物産取路擴張幹旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州(大連)滿洲國(奉天・新京・哈爾濱・牡丹江)中華民國(天津・北京・青島・上海)其他香港・新嘉坡・盤谷・カルカッタ・バタビヤ・マニラ等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を毎週一回發行して、之を鮮内の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の促進を期してゐる。

朝鮮物産見本市、同宣傳即賣會の開催 對滿支貿易の促進並に鮮産品の改良を圖る爲昭和十三年及昭和十四年と同様昭和十五年度には滿洲國新京、奉天、錦州、牡丹江、佳木斯、哈爾濱、齊々哈爾、關東

州大連、北支、北京、天津、濟南、青島、蒙古、張家口等の十三個所に於て、朝鮮物産見本市及宣傳即賣會を開催し、且彼我當業者を商談せしめ、又朝鮮事情を紹介宣傳して對滿支貿易振興上多大の効果を擧げた。

一一一 專賣

煙草

煙草の專賣は大正十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せしに始まる。しかし當時朝鮮の民度及慣習から完全な製造專賣を爲し得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐ふて制度の完璧を期することとした。かくて着々その準備を進め、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類は大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種で、製造煙草の賣行増進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つた。而して昭和十五年度は指定耕作區域全道、一〇五郡、七一三箇面に亘り、耕作人員一三二、七五六人、面積二二、二二九町歩を耕作し、收量二七、〇八五、九二八疔、賠償金一千六百四十九萬七千八百十八圓となつた。專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金又は罹災補償金を交付し、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努め原料の自給自足と輸出増進を期してゐる。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に在る。従事工員は男女工員を通じ四千七百餘名を算し、賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等の諸施設完備せるがため、皆其の堵に安んじて就業し逐年優良なる成績を示してゐる。

昭和十五年製造の煙草は口付紙巻煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙巻煙草コンゴウ・かをり・カイダ・はと・かちどき・みどり(以上十本入)、興亞・かがやき(以上二十本入)、さくら(十五本入)、荒刻煙草不老煙(三十瓦入)、長壽煙(五十瓦入)、鶴煙(百四十瓦入)の十九種(紀元二千六百年記念煙草として兩切紙巻煙草「彌榮」(十本入)を製造す)、外に輸移出用として紙巻煙草、双猫牌・愛羊牌・防共・興亞・メーブル等がある。但しコンゴウ、かをり、不老煙並にメーブルは品種統一の關係上年度中途に於て製造を中止せり。

製造煙草の配給に付ては、昭和十四年度末現在に於ける販賣官署に地方專賣局四、出張所二十七がある。煙草の販賣は、昭和六年七月一日以降政府の直營となし、従来の煙草元賣捌會社營業場所在地に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとしたが、昭和十五年度末現在に於ける販賣所数は二百七十八箇所である。

昭和十五年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品		輸 入 品		移 入 高		賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻 葉 卷	
昭和十五年度	一五五、三三七千本	八、一七、四九三千本	一四、四八、二七一箱	一四千本	六九〇千本	六三箱	一七、五〇六千本
							八六、三三八、六八

人 蔘

人蔘は殆んど全道に亘つて産出するが、古來高麗人蔘の名を博して居るのは京畿道開城附近で生産されるもので、政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造する。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布して今日に及ぶものである。

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ない。其の製品には紅蔘と白蔘とあるが、紅蔘は水蔘(生人蔘)を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造し、白蔘は水蔘の表皮を掻きとり單に日光に乾して製造したものである。紅蔘は價高く、白蔘は安い。兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那、印度、南洋方面に輸出せられ古來萬病の靈藥として愛用されて居る。白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費される。

昭和十五年度に於ける紅蔘の製造高及販賣高を示せば左の通である。

年 度	水 納 高	製 造 高		販 賣 金 高		副 蔘 物 計
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	
昭和十五年度	一〇、七三三斤	三、八三三斤	九、三〇八斤	一、九七八、四〇円	三、〇〇、三五六円	二、〇〇八、七六八円
專 賣						一五七

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽であつたが、明治四十年以來京畿道朱安に於て天日鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖した。然るに其の試験は極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかかり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。昭和十五年度末に於ける鹽田面積は四千六百七十五町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は昭和八年以降に樹立せる擴張計畫鹽田の竣成及び之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約四億四千萬疋であるに對し、官鹽の供給力は三億萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千萬疋を見込むも、尙一億一千萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。是に於て政府は昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなし、輸入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽と併せて其の統制下に置くこととした。

以上は食糧用鹽の一般であるが、輒近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業と關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として北支、

關東州、紅海、地中海方面から年額五萬噸内外を輸入しつゝあり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業鹽に付て速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる。

阿片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が少くなかつたので、政府は法規を設け之を取締を嚴にしたが因襲久しき容易に根絶せず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つた。其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出來た。政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が少くなかつた。そこで之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。

一三 交通、通信 鐵道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は一部の支線を除き一米四三五耗（廣軌）である。朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく其の面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線、同三十九年京義線竣工し、共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖門、滿浦等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山港に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣工し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖門線は會寧より雄基に至るもので同八年完成、滿浦線は順川より滿浦橋中心に至るもので、同十四年に完成し右兩線は孰れも滿洲國の鐵道と連絡して滿洲及奧地に達する新交通路を展開し、平元線は同十六年四月全

通し半島北部を横斷し平壤・元山間の最捷路を完成した。又支線には京仁線、慶全南北線、鎮海線、川内里線、北青線、鐵山線、遮湖線、會寧炭礦線、平南線、平壤炭礦線、兼二浦線、博川線、惠山線、龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・潼關鎮間、馬山・晋州間、新安州・泉洞間、光州・麗水港間及金泉・慶北安東間等あり、現在（昭和十六年九月一日）建設中に屬するものは東海線、慶全線及國境地方の林産品を開發すべき白茂線並に永川を起點とし京元線東京城を終點とする中央線等で、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十六年九月一日現在國有線の延長四千四百四十四軒六分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移した。而して昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線輪城以北の鐵道を同社に委託經營せしめてゐるが、同十五年七月一日之を還元し、更に上三峰以北を同社に貸付營業せしめてゐる。

昭和十六年九月一日現在國有鐵道の區間別料程及主要旅客列車は左の通りである。

線	區	間	料程	主要旅客列車數
京釜線	大邱線	京山	四五〇・五	一〇 往復
		慶北	三八・四	
京仁線	金泉線	京城	一一八・二	一八 同
		慶北	三一・〇	
	南京	仁川(海岸)		

ある。其の他尙新羅丸は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期便に當てることになつてゐる。

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金が交付されてゐる。昭和十六年九月一日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千八百三十二杆三分である。

昭和十六年九月一日現在の各私設鐵道及軌道の區間別杆程は左の通である。

經營者及主なる事務所在地	線名	區間	杆程
朝鮮鐵道株式會社 (京城)	忠北線	忠院	九四〇
		沙里	八二八
		上海	五九一
		土城	八一五
		海州	四〇三
		花山	二二一
		新院	五九一
		東海	七四
		東浦	〇七
		東島	三二五
小計	私設鐵道開業線 (含滿鐵に貸付中の國有鐵道)	忠院	九四〇
		沙里	八二八
		上海	五九一
		土城	八一五
		海州	四〇三
		花山	二二一
		新院	五九一
		東海	七四
		東浦	〇七
		東島	三二五

朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安	長湖院	六九八
小計	天安	長項棧橋	一四四二
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原	內金剛	二二四〇
新興鐵道株式會社(興南)	咸興	興泗水	一六六
	咸興	老赴戰湖畔	七五六
	咸興	上長湖	七四六
	咸興	西里	二三
小計	咸興	西里	一八五
京春鐵道株式會社(京城)	京城	東春川	一七二〇
西鮮中央鐵道株式會社(平壤)	勝湖	里平南江東	九三五
平北鐵道株式會社(京城)	定勝	州鴨綠江中心	三八一
	定勝	州鴨綠江中心	二二六
	定勝	州鴨綠江中心	二五
	定勝	州鴨綠江中心	四一
小計	定勝	州鴨綠江中心	二八二
三陟鐵道株式會社(京城)	豐湖	道溪	四一四
北鮮拓殖鐵道株式會社(京城)	古茂	山茂山江岸	六〇四
端豐鐵道株式會社(下枝川)	端茂	川洪君	八〇三
交通、通信			一六五

交通、通信

經營者及主なる事務所所在地	區	間	程
多獅島鐵道株式會社(新義州)	新	州—多獅島港	三九五
小計	揚	市—南	一八五
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水	原—驪州	五八〇
小計	水	原—仁川	七三四
朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦)	鎮	南—浦	二五四
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄	基—龍岡溫泉	三四七
小計	南	上—三	一五二
朝鮮人造石油株式會社(永安)	阿	瓦—地	一八〇〇
東滿洲鐵道株式會社(琿春)	調	戎—圖	三三三
南滿洲鐵道株式會社(釜山)	釜	山—東萊溫泉場	一九八五
私設鐵道開業線合計	釜	山—東萊溫泉場	五九
軌道開業線合計	釜	山—東萊溫泉場	二七四九二
京電氣株式會社(京城)	京	城府内及郊外	三九六

自動車交通

經營者及主なる事務所所在地	區	間	程
南鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜	山—府内	二二一
西鮮合同電氣株式會社(平壤)	平	壤—府内及郊外	二二九
京城軌道株式會社(京城)	東	大門—露島及廣莊	一四四
軌道開業線合計	鶴	橋—咸平邑内	六二
軌道開業線合計	鶴	橋—咸平邑内	八三二

朝鮮に於ける自動車交通事業は概近急速な發達を遂げ、其の概況を擧ぐれば旅客自動車運輸事業者百十七、路線延長二萬五千八百七十五軒二分、旅客自動車運送事業者に在りては觀光旅客自動車運送事業者三、路線延長九十四軒九分、團體旅客自動車運送事業者三、事業區間の延長三百七十八軒五分、普通旅客自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百二十六である。尙貨物自動車運送事業者に在りては區間貨物自動車運送事業者八十八、事業區間の延長二萬三千七百六十六軒〇分、區域貨物自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百三十八を示して居る。又旅客自動車運輸事業又は旅客自動車運送事業に非ずして自動車に依り旅客を運送する事業即ち特定旅客自動車運送業にして(路線を定むるもの)九路線延長百二十五軒五分、(事業區域を定むるもの)九である。尙各道に於ける自動車交通事業の狀況は左の如くである。

自動車交通事業 (昭和十六年六月三十日現在)

道名	旅客自動車運送事業				貨物自動車運送事業				特定旅客自動車運送事業	
	事業者	路線里程	事業者	路線里程	事業者	區間里程	事業者	區間里程	事業者	路線里程
京畿道	一四	二、三九一・八	一	二八八	二	三、四四〇	二	二、一六四・五	三	六
忠清北道	五	一、二七三・六						四	一、一九六・四	
忠清南道	八	一、四九四・四						四	一、二五五・五	
全羅北道	二	一、七〇八・四						二	一、四四一・二	
全羅南道	一五	二、一四九・五						二	二、四九三・三	
慶尙北道	五	二、三九〇・九	二	六六・二				二	二、一六五・五	
慶尙南道	一〇	二、四七二・二						二	二、一九七・四	
黃海道	九	二、一三六・九						一	一、七三三・一	
平安南道	二	二、二九三・三						一	一、〇一六・六	
平安北道	六	二、七六八・九						一	九二、九四九・四	
江原道	七	二、四一九・三						六	七三、四八〇・四	
咸鏡南道	八	一、七三七・四						二	八一、六四九・三	
咸鏡北道	七	八六三・六						八	二、九七四・四	
計	二七	二、五、八七五・二	三	九四九	三	三、六〇五	二六	八八、三、七六六・〇	一三六	九、一、三、五五

備考 貨物自動車運送事業欄中區間貨物に於ける區間里程は舊法令に依る不定期貨物自動車事業及物品自動車運輸事業の路線延長(本年六月三十日現在)の合計を表したるものにして目下之が重複區間及區間總延長に付ては各道に付現勢調査中なり。

道路

一、路線

本府は施政當初道路網を確定したが、此の道路網の延長は昭和十三年度に於て一等道路三十八線延長三千二百三十六杆、二等道路九十七線九千九百七十六杆、三等道路五百十六線一萬四千六百七十五杆のところ、同年十二月一日より朝鮮道路令の施行と共に従來の一・二・三等道路の名稱を廢して、國道・地方道・府道・邑面道と改めることとなり、大體従來の一・二等道路は國道に、三等道路は地方道に認定した。昭和十六年八月現在の道路網は國道百一路線延長一萬二千六百六十一杆、地方道六百五十八路線延長一萬八千九百九十八杆となつてゐる。

二、道路修築

明治四十四年度から第一期事業として一二等道路三十四線延長二千六百九十餘杆を改修し、更に大正六年度から第二期計畫を樹て國道二十六路線二千三百八杆の工事を施行中である。

右の外金山・鑛山・林業等の開發其の他急施を要する道路改修を行ひつゝあるが、大體昭和十八年度迄に完成の豫定である。

滿洲の建國以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・開拓民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通連絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及び豆滿江に國境連絡橋梁十四箇所を架設することとし、其中六箇所は總督府に於て、昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、同十五年度中には四箇所竣成することになつてゐる。

尙本府に於て直轄施行するものゝ外、毎年地方公共團體に對し補助を與へて道路の修築改築を行はせてゐるが、以上各種の事業に依り改修された道路の總延長は昭和十六年八月現在に於て國道一萬一千五百十三軒、地方道一萬四千五百十二軒に達した。

港 灣

朝鮮の港灣は大小二百數十を算へることが出来る。此の中開港は釜山・仁川・木浦・群山・鎮南浦・多獅島・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・海州の十四港で、指定港に馬山・鎮海・統營・三千浦・麗水・濟州・城山浦・西歸浦・法聖浦あり、其他地方港又は漁港等となつてゐる。系統的港灣の修築は、統監府時代に釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・馬山の十一港に對し夫々應急施設に着手したのが其の濫觴である。其の後本府は前記各港の外、多獅島・麗水・

海州・墨湖・端川等を加へ擴張又は修築を實施して來た。昭和十六年八月現在工事中に屬する港灣は仁川・釜山・城津・清津・多獅島・馬山・海州・墨湖・端川・麗水・三千浦・元山の十二港である。

河 川

從來朝鮮に於ける河川は概ね天然の流水に委せたる結果、毎年洪水の氾濫に由つて數千萬圓の損害を蒙るのが常であつた。

本府は此の事情に鑑み大正四年から治水及水利計畫上重要なる洛東江外十三河川の流域狀況・水害・水運・水利經濟關係等の調査に着手し、大正十四年この調査を基礎として改修計畫を樹て、先づ萬頃江・載寧江改修の工を起し、次いで大正十五年度に漢江・洛東江・龍興江・大同江、昭和十二年度に三橋川・東津江・榮山江・南江等に着手し、萬頃江・載寧江・大同江・洛東江は昭和十五年度末迄に竣功を遂げ爾餘の河川も夫々豫定の通り竣功の見込である。

主要直轄河川の改修と並行して支派川及獨立した中小河川改修は、地方團體に六・七割の國庫補助を與へて之を行はしめてゐるが、今迄に窮民救濟事業・時局應急施設土木事業地方振興土木事業等の名に於て改修を了した河川は百十六に達した。

尙現に工事中である主な事業に、昭和十二年度着手の中小河川改修工事があるが、これは鮮内二百七十一河川を國庫補助により六箇年間に改修せんとするものである。

以上改修濟地域は洪水禍から免るゝと共に水運灌漑等に一段の發展を見つゝある。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、朝鮮に船籍港を有する船舶は近來益々増加の傾向を示してゐる。

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りては著しく進歩の跡を示して居る。因に船員現在數及海技免狀受有者は左の通である。

内地 朝鮮 外國 合計	船員 現 在 數 (昭和十五年度末現在)		海技免狀受有者 (昭和十五年度末現在)	内地に於て登録したるもの	計
	朝鮮手帖を 受有するもの	内地手帖を 受有するもの			
内地	三、八六八	二、六九八	三、九二〇	一、〇二五	六、五四二
朝鮮	一一、〇一一	一、二一九	一一七	一、〇二五	一三、一二七
外國	一一三	三	一一七	一、〇二五	一二六
合計	一六、〇〇二	三、九二〇	一一七	一、〇二五	一九、七九五

朝 鮮 人

合計 二、五三八

九二

二、六三〇

三、命令航路 昭和十六年四月一日現在の命令航路は、左の通である。

航路別	線 數	隻 數	總噸數
内地及外國航路	二〇	四〇	九三、二四六
沿岸及河川航路	三	八	七四四

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は銳意標識の普及を圖り年々建設改良に努め整理増設を期した結果、昭和十五年度末現在に於ては夜標二百六、晝標百四十一、霧信號二十九、方位信號所二十八、計四百四に達し其の海岸線に對する割合は四十五哩に對し夜標一である。

航 空

前世界大戰を契機とせる各國航空界の異常な進展に伴つて、近年我國に於ても航空事業の發達は頗に著しいものがあり、民間航空路のみでも現在約一萬五千の多きに達する情勢である。朝鮮に於ては昭和四年四月大日本航空株式會社が初めて東京・大連線の運航を開始し、昭和十年十月には朝鮮航空株式會社が京城・裡里線(昭和十二年五月光州迄之を延長した)、昭和十二年六月には更に大日本航空株式會社

が日滿兩首都を結ぶ東京・新京線及之と連絡して北支へ延びる京城・大連線を、昭和十三年十月には京城清津線を開設し、昭和十二年十二月より乗入の滿洲航空株式會社の新京・清津線と連絡せしめ又近く京城・青島線の開設をも見るこゝとなり此處に東亞航空交通上の要衝として半島の使命は一層重加せらるゝに至つた。

前記定期航空に伴ふ施設としては、昭和四年以來飛行場七箇所、補助飛行場六箇所及航空無線電信局七箇所、航空燈臺二十二箇所、地名標識十九箇所の設置を見た。

航空路施設としては尙夜間照明設備、無線電信施設、航空氣象觀測所等の整備を爲すと共に一層航空路の擴充整備を圖り、以て交通運輸は勿論産業經濟の開發に寄與すべく計畫を進めて居る。

通信事業

通信機關は都鄙を通じて一千三百を超え、主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十六年八月末現在の局所數は郵便局一千四十四、同分室四十七、同出張所十四、電信局十四、同分室二十六、電話局一、同分局二、郵便取扱所十五、電信電話取扱所十、電信取扱所百六十八、同分室二、同出張所一、計一千三百四十四を配置し、郵便切手賣捌所五千二百七十七を算してゐる。昭和十四年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

郵 便 物 通	小 包 常	引	受	配	達
		四〇六、五七九、一五四	三、八八三、三四三	四四一、三四一、二六〇	五、〇六九、五二二
報 和 報 歐	文 文 文	發	信	著	信
		一三、七七一、三九一	一、〇六七、三九二	二九、四五六、〇三〇	
電 話	年度末現在加入者數	市内通話度數	市外通話度數	合 計	
		五九、四九六	三五〇、一六六、九一七	六九七八、〇三三	三五七、一四四、九三九

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては、常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加の傾向にある。

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替	
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡
大正十一年度	101,016,033 円	101,355,567 円	16,113,000 円	194,521 円
昭和十四年度	245,218,757	243,757,658	6,035,233	197,731,912 円
交通、通信	175			

交通、通信

年 度	振 合		郵 便 貯 金	入		度 數	金 額	新 規 人 員	度 數	金 額	全 拂 人 員
	口 數	金 額		口 數	金 額						
昭和十五年度	三二二,七二,三三三	二八二,一四〇,七〇三	二,六六,八元	一〇三,一七八,三六二	二,六八,四五五	一〇三,五四九,九三九	三,三三,七六六	五,六三四,三三六	九六六,九七	五,四八五,四八二	四七,四九
大正十一年度	二,六六,八元	一〇三,一七八,三六二	六,一〇,三四四	一四六,一七三,九九〇	六,七六四,六一	二六,〇八八,七五三	一九,〇三三,一六六	二六,五〇九,一四九	三,七三三,三三九	二,三六,九七七,三〇四	四四,八三〇
昭和十四年度	六,一〇,三四四	一四六,一七三,九九〇	六,六九九,八〇三	二八五,〇七八,五六六	七,六五,八九四	三,四七,三六三	一八,九二,五二一	二八六,八八三,四〇四	三,四三三,七二二	二,五八,三〇八,二四七	四四,六一七
昭和十五年度	六,六九九,八〇三	二八五,〇七八,五六六									
年 度	人 員	金 額	度 數	金 額	度 數	金 額	現 在	高	一 人 平 均 額		
大正十一年度	一,五九〇,四七〇	一九,八七五,〇九三	三,三三,七六六	五,六三四,三三六	九六六,九七	五,四八五,四八二			一一・五〇		
昭和十四年度	六,〇六六,三七八	一一二,八〇二,一〇一	一九,〇三三,一六六	二六,五〇九,一四九	三,七三三,三三九	二,三六,九七七,三〇四			一八・五九		
昭和十五年度	六,八二七,三〇九	一四一,三七七,二五八	一八,九二,五二一	二八六,八八三,四〇四	三,四三三,七二二	二,五八,三〇八,二四七			二〇・七〇		

郵便振替貯金に就ては、大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を同九年には國債募集賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を、又昭和十三年には郵便振替貯金に依る債券賣出及元利金支拂特別取扱を開始した。爾來之を利用する者漸次増加し、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十六年三月末現在には既に四萬九千三百人の多數に上つて居る。其の取扱高を示せば左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一,〇六七,五七七	九四,〇七六,五五六	一八四,〇五四	七二,九九九,九二五
昭和十四年度	五,八五六,三一九	五五,三三八,二三七	八三三,四〇三	四四九,四四八,二〇四
昭和十五年度	四,七五九,三三七	五七,五五五,三三九	八二九,六一五	四九六,九一七,九四一

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高

年 度	受 入		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一,二八七,〇四八	一六一,五三七,二六三	三六八,〇三三	一六,八五一,五五九
昭和十四年度	五,〇三六,六九九	九五,一七〇,六四六	一,四〇八,六三三	九四七,四三三,六六八
昭和十五年度				

交通、通信

交通、通信

一七八

昭 和 十 五 年 度	年 度		昭 和 十 五 年 度
	年 度	末 現 在	
	五、〇五四、七六六	一、〇五三、六六五、五九五	一、四九四、八六三
大正十一年度	一一、五四四 ^人	二、〇七六、五五六 ^円	一、〇五三、八二二、〇〇〇
昭和十四年度	四五、一六三	一四、九七四、二一一	
昭和十五年度	四九、三〇〇	一八、八二七、四九六	

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社団法人朝鮮放送協會の前身、京城放送局の設立を見
昭和二年二月から電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業使命重
大なると内地其の他に於ける放送界の異常なる發展とに鑑み、規模を擴大して昭和八年四月より電力十
「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始し、更に昭和十二年度に於ては第二装置を五
十「キロワット」に増大した。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計
畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」に依る釜山放送局を開始し、同十二年六月
より其の電力を二百五十「ワット」に増大した。又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平
壤放送局の二重放送を、同十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、同十三年
十月には電力五百「ワット」に依る裡里放送局の放送を、同月電力二百五十「ワット」に依る咸興放送

局の放送を何れも開始し、同十四年十二月咸興放送局第二装置を増設、同十六年四月十九日大邱放送局
を開局した。目下光州放送局の二重放送並に釜山・清津の第二装置増設の工事中にして近く完成の見込
である。

尙同十六年度中には大田、元山、海州に各二重装置の放送局を新設する外裡里に第二装置を増設する
豫定である。

放送無線電話聴取者數 (昭和十五年度末現在)		
内地人	朝鮮人	外国人
一〇九、六九四 ^人	一一六、九三五 ^人	九四四 ^人
		計 二二七、五七三 ^人

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業は、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物
無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手
同年十月一日より之を實施したのである。

一、制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分
離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内
地の夫れと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種、加入年齢は十二歳以上六十歳以下

となつて居る。保険金額の最高制限額は被保険者一人に付七百圓であるが、保険料計算の基礎となつて居る豫定期率は朝鮮特殊の事情に照して内地より稍々高率となつて居る。従つて保険料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では遞信局が監理事務に當り、地方では全鮮に互る千有餘の郵便局が申込の受付保険金拂渡等の事務に當つて居る。

二、事業の成績 昭和十六年七月末現在の事業成績は契約件數三百五十七萬三千件、保険金額六億八千七百八十萬圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の八割四分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

三、福祉施設 保険加入者の健康の保護増進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲、京城外二十二箇所簡易保険診療所を設置して、專屬醫師に依り無料又は經費を以て醫療奉仕をして居るが、尙診療所の設置なき地方の被保険者の爲に巡回診療を爲す外書面健康相談の取扱をも爲して居る。

昭和十五年度中に於ける取扱狀況は左の通である。

簡易保険診療所事務取扱狀況

- 一 診療所利用者數 三五〇、七八九人
- 二 書面相談者數 三〇一人
- 三 巡回診療利用者數 二一、一九八人

四、積立金の運用 本事業の積立金は、保険契約者に貸付する場合の外に國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入する。預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體、營利を目的としない法人若は組合又は特別の法令に依り設立された法人に對して融資することゝ爲つて居る。

最近に於ける積立金運用の狀況を示せば左の通である。

積立金運用狀況 (昭和十六年八月末現在)

積立金總額	八六、二三一、五八四圓
内 譯	
公共貸付	三五、三九二、一〇五圓
債券引受	二九、一九七、二六八圓
國債保有	九、九〇一、八〇四圓
保険契約者貸付	一、七八五、七二〇圓
預金	九、九五四、六八七圓

一四 神社、宗教

神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの六十二に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は國體觀念の普及深徹に伴ひ逐年増加し本年は既に七百二に達してゐるが、之は何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南 山鎮座)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を遣差せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城 臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨 天町鎮座)の兩社を國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達 城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶 上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出され、更に昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出され目下御造營工事は全道奉贊事業として着々進行してゐる。

宗教

一、**宗教の概況** 佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に至る迄は大いに隆盛を極めたが、其の反面頗る餘弊も生じたので、李朝に至つては概ね排斥の方針を執り、逐年抑壓を加へた爲教勢甚だ衰え、多くは荒廢に歸したのである。然るに李太王三十三年始めて信教の自由が許され、次いで明治四十四年九月寺刹令施行と共に宗教的活動を公認されたので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の運に向つたのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立し漸次講學布教の發展を見るに至り、昭和十五年末現在本寺(本山)三十一、末寺一千二百九十四、布教所三百七十三、僧侶五千六百二十一、尼僧一千三十六、信徒十九萬五千餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗と爲し、今日では多く兩者を併稱して居る。

内地佛教の朝鮮に於ける布教は夙に天正年間に眞宗大谷派系に依つてなされたが後一時中絶し、明治十年再び同派の開教あり、同十四年には日蓮宗、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗等の各宗相次いで渡來し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々増加するに至つた。昭和十五年末現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃蘗

宗・天台宗及華嚴宗に屬する九宗二十九派で、其の寺院百三十四、布教所六百六十五、布教者八百四十人、信徒三十四萬二千八百餘人、内朝鮮人四萬二千五百餘人を數へる。

内地神道の朝鮮渡來は明治二十六年の天理教に始まる。昭和十五年末現在には天理教・神理教・金光

教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派あり、各派を通じて布教所三百十五、布教者六百六十八人、信徒九萬六千七百餘人、内朝鮮人二萬四百餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、既に舊教天主教の傳播を見た。新教基督教の開教は李太王の二十一年

米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並に監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。

爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、外國人の關係する教派は朝鮮耶蘇教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶蘇再臨教・東洋宣教會・救世團・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教の九派である。又内地側新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣し釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、日本メソヂスト教會・日本組合教會・きよめ教會・日本聖教會及基督教同信會等も渡來した。又一方朝鮮人側には大正七年黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を、同十一年京城に朝鮮會衆基督教會を設立した外、尙他に神の教會・基督の教會・朝鮮耶蘇教會・イエス教會・基督教朝鮮福音教會・聖主教團・日本一致基督教會・ナザレン教會・耶蘇教福音教會及東亞基督教會がある。以上新舊各派を通じて昭和十五年末現在布教所五千五百二十二、布教者四千五

百八十六人、内外國宣教師四百二十五人、信徒内地人六千六百餘、朝鮮人五十萬一千餘、外國人百餘、合計五十萬七千九百餘人である。

二、宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの五、初等程度のもの七、幼稚園五十七、講習所及書堂二十一箇所である。又隣保救済の事業としては眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教團・共生園、曹洞宗の福壽會、京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され新舊各派を通じて學校は専門學校五、中學校三、高等女學校六、實業學校二、小學校三十八の外、専門、中等並に初等程度の男女各種學校百二十九、幼稚園百九十、講習所及書堂百三十一である。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外十八箇所病院並に麗水・大邱・釜山の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても治療を行つて居る。その他社會事業には孤兒院・養老院・育兒ホーム・婦人ホーム・社會館等がある。

一五 教 育

朝鮮に於ける教育は従来内地人と朝鮮人とに付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの機運に到達し、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち、其の他の實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては總て内鮮人共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一すると共に普通教育に在りても、特別の事情ある場合は内鮮人相互に入學し得るの途を開いた。然るに半島の實情と時勢の進運は愈々著しきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても、内鮮人に依る教育機關の區別を撤廢し、朝鮮に於ける教育は制度上内地に於ける教育に比較し殆んど何等の差等なきに至つた。

普 通 教 育

現在に於ける普通教育は昭和十三年三月改正せる朝鮮教育令に據るもので、國語を常用する者と然らざる者とに付教育機關を區別することなく等しく小學校令、中學校令及高等女學校令に依りて教育を施し、又内鮮人に依る課程上の差異もなく、國體明徴、内鮮一體、忍苦鍛鍊の朝鮮教育三大綱領に則り、眞に皇國臣民の本質に徹せしむべき教育を施してゐる。昭和十五年五月末現在に於ける普通教育機關及兒童生徒數は次の如くである。

尙昭和十六年三月小學校の制度國民學校の制度に改められたるに伴ひ朝鮮に於ても同制度を適用し小學校を國民學校と改めた。但し國民學校の課程は土地の情況に依つて修業年限を六年とすることが出来る。

學 校 別	學 校 數	職 員 數	兒 童 及 生 徒 數		
			内 地 人	朝 鮮 人	外 國 人
官 立 小 學 校	三	一一二	六三三	四、二五五	—
公 立 小 學 校	三、七七一	二〇、七五三	九三、四〇〇	一、三三七、五〇〇	元
私 立 小 學 校	一、四八八	八五一	二〇	五七、八六八	—
公立小學校附設簡易學校	—	—	—	九、一〇六	—
公 立 中 學 校	四	八六二	八、八七三	二、九一	—
私 立 中 學 校	二	三〇〇	二	八、四八九	—
公立高等女學校	五	七五	二、四四三	六、三四六	—
私立高等女學校	—	—	八三三	五、〇五五	—
計					
					四、九〇八
					一、四三〇、九九九
					五七、八六八
					九、一〇六
					三、八五五
					八、四九一
					一八、六九三
					五、八八八

●書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關で、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したものであるが、其の數各道に亘つて頗る多く、遽に廢止し得ない事情にあるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひて、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十六年三月末書堂數四千百五、教員數四

千七百五十五人、生徒數十五萬八千三百二十人である。
幼稚園は昭和十五年五月末に於て公私立併せて園數三百五十八、兒童數二萬四千四百五十一人である。

實業教育及専門教育

近來普通教育の普及に伴つて實業及専門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年二月新教育令の公布と共に、實業教育・専門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、専門教育は専門學校令に依ることにした。従つて其の入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける専門學校と異なる所はない。

實業及専門教育機關

種別	學校數	職員數	生徒數			計
			内地人	朝鮮人	外國人	
官立専門學校	六	三二七(八〇)	一、三三二	六三九	一、九七九	
公立専門學校	二	三二(三四)	九〇	(台) 八	一、七〇九	
私立専門學校	一〇	三六二(二〇八)	五三三	(台) 三、五四四	五九〇	
公立工業學校	五	八〇(三)	七三三	六六七	一、四〇一	
私立工業學校	一	九	二四	一六一	二七五	
公立農業(農林・農工)學校	元	五〇五(五六)	九四五	九、五三三	一〇、四七八	

(昭和十五年五月末現在)

私立農業學校	一	六	一	一六一	一六一
公立商業(商工)學校	三〇	三五一(一九)	三、九〇〇	四、七五三	八、七四三
私立商業學校	八	一五(六)	四七四	三、七九	四、二六四
公立水産學校	四	五九(二四)	八六	四四三	五三九
公立職業學校	九	一五(三)	六九五	三、九三三	三、六三八
私立職業學校	三	四(七)	五七	六二四	一、一五二
公立實業補習學校	三二	四三(一〇〇)	一、〇四四	六、五九	七、六三四
私立實業補習學校	一三	五(一三)	一	一、九三三	一、九三三

備考 實業・専門教育に於ける職員數中括弧内のは兼務者を示す。

大學教育及豫備教育

大正十一年二月朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定め、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り、同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設し、昭和九年度よりは其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟・言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を其の特色とする。尙近時朝鮮に於け

る産業經濟の急激なる躍進、特に國策に對應する諸工業の勃興に伴ひ昭和十六年度より新に理工學部を設置した。

昭和十五年五月末大學職員四百九十九(二〇)人、學生六百三十四人、豫科職員五十二(二二)人、生徒五百四十一人である(職員數中括弧内は兼務者を示す)

師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來朝鮮の實狀に鑑み、内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認めたと、昭和四年四月師範學校は當分官立とするの方針を定め、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。昭和十五年五月末に於ける校數十(内二校は女子師範)職員三百三人、生徒六千六百四十一人を算する。

在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は一萬三千二百七十三名(昭和十五年十月末日現在)であつて、之を地方別にすれば、東京在學者九千七百三十七名、地方在學者三千五百三十六名で、之等學生中最も多數を占むるは、上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部其他に於て法政經濟等を修學する

者である。之等在内地朝鮮學生の保護監督に關しては本年二月新に成れる朝鮮獎學會が之に當り、在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へてゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第二十回展覽會は二十周年記念展として昭和十六年六月新裝の美術館に於て開催、出品總數一千八百八十五點に達し、入選せるもの東洋畫六十六點、西洋畫百七十九點、工藝品六十八點、彫塑十四點を出し、會期中觀覽者總數五萬九千六百七十一人に及んだ。回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

陸軍兵志願者訓練所

本制度は昭和十三年二月發布せられ同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが、朝鮮現在の風俗・習慣・民度を以てしては直ちに兵として採用するを得ない事情にあるので、本府は官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了した者が兵としての採用資格を與へらるゝこととした。同所の訓練期間は概ね四箇月で毎年四月・八月・十二月の三期に入所せしむることになつてゐる。入所生は昭和十三年度四百名、昭和十四年度には六百名、昭和十五年度よりは三千名を募集した。應

募者は常に多く昭和十五年度の如き八萬四千四百有餘名に達し昭和十六年に於ては十四萬數千名を算する有様である。本所は嚴格なる規律の下に學力や技術よりも寧ろ精神道場として半島青年志願者の育成に當つてゐる。昭和十三年前期を修了し現役歩兵となつた最初の志願兵の中約半數は北支に従軍し、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立てて居り、其中既に二柱の護國の英靈を出し、尙、十五名の負傷者を出して尊き血潮を捧げる等、忠誠な皇國臣民たるの實を示し、在郷入隊者もそれぞれ皇國臣民として軍務に精勵し半島の愛國熱は日々に昇揚を現してゐる。

社會教化

一、地方改良

各道に於ける部落又は國民總力部落聯盟中地方教化、部落の振興に貢獻し其の成績優良にして他の模範たるに足るものに對し其の改善發達を促す爲助成金を交付し部落改良の實行及之が有機的活動の中心施設たる集會所の設置、儀禮準則の實行に必要な用具の設備をなさしむる外國旗尊重、警防觀念の普及勤勞精神の高揚及集團的訓練の鍊成に寄與する爲國旗掲揚臺、警鐘、勤勞用具を完備せしむると共に地方關係指導機關を通じ之等の活用に對し周到綿密なる注意を拂ひ以て地方改良、民心の作興に資して居る。

二、郷校財産

地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附に依り構成せられた郷校財産の収入は文廟の祭祀及管理費を除きては主として儒教の振興と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしめ、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風の作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 國民精神の作興 國民精神の作興は半島に於ける社會教化上の根本基礎を爲すもので、毎年十一月十日を中心に國民精神作興週間を定め講演・講習・印刷物・映畫・運動競技等諸般の施設に依り之に努めて居る。

ロ 愛國日の制定實施 神社神祠の參拜、國旗掲揚等の行事を強化普及することは皇國精神の涵養、内鮮一體の具現に資する所尠くないから、各學校に於て實施中の愛國日の内容を充實して一般民衆に及ぼすこととし、昭和十四年九月より毎月一日之を施行することに統一し、興亞奉公日として實行して居る。

ハ 「皇國臣民ノ誓詞」の普及 國家意識の昂揚、國體觀念の明徹に資するため「皇國臣民ノ誓詞」を制定し、學校の兒童・生徒・學生を始め官公署・銀行・會社・工場商店・其の他の諸團體に於ける各種會合の際之を齊唱せしめて居る。

ニ 皇國臣民體操の普及 古來日本精神の根帶を培つた武道の型を體操化して、心身を鍛鍊し皇國臣

民たるの信念體得に資せしむる爲皇國臣民體操を制定し、全鮮各學校・青年團・青年訓練所及各官公署團體其他一般民衆に至る迄汎く普及徹底を圖つて居る。

本 國語普及 一般民衆に對し可成急速的に國語の普及を圖る爲昭和十三年度より教科書として國語教本を編纂配付すると共に經費の補助を爲し國民學校（元公立普通學校）を中心に國語講習會を開催せしめ實施初年たる昭和十三年度の實績は講習會開催數三千餘箇所、教本の配付數三十萬にして實施計畫の約三倍に達したるが爾來民衆の自覺と各種教化團體の活動に依り年々増加の一途を辿る好成績を示して居る。

而して昭和十六年度に於て青年團改組せらるゝに伴ひ今後は青年隊中心に國語講習會を開催せしめ青年層の實踐的推進力に俟つて急速に所期の目的達成を期せんとして居る次第である。

へ 儀禮準則の制定 冠婚葬祭の儀禮は動もすれば徒に形式の末節に拘泥し、生活改善上遺憾の點尠からざるに鑑み、最も弊害の甚しき婚葬祭の三禮につき之が準則を制定し、昭和九年之を一般に發表して朝鮮の風習改善方針を指示すると共に之が趣旨の普及實行の徹底に努めて居る。

ト 勤勞報國運動 勤勞を通じて忍苦鍛鍊、犧牲奉公の精神を涵養すると共に共同一致的集團訓練を施し以て國民總訓練に資するため、昭和十三年七月七日支那事變記念日を起點として、本運動を起したのであるが、今や官公署は勿論青年團其他の各種團體、部落等に勤勞奉仕隊の組織せられざるものなきに至つた。又昭和十四年度より興亞青年勤勞報國隊を滿洲に派遣し滿洲建設に寄與する

と共に、之を通じて日滿一如、興亞の大精神を體得せしめて居るが、其の歸還後は國民總力朝鮮聯盟推進隊員として活躍して居る。

チ 婦人教養事業 家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力に俟つもの大なるに拘らず、朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して此の方面に關心を有せず、勤勞の美風を缺き、殊に屋外勞働を嫌忌する風があるので、模範部落其他中心人物ある地域より先づ婦人會、母姉會等を取り之に對し夜學、野外勞働の獎勵等を行ひ以て可及的之等教養上の施設を助成することとし、毎年補助金を交付して着々實績を收めて居る。

リ 社會教化功績者の表彰 永年社會教化事業に盡し其の功績顯著にして他の模範とするに足る者を各道より一人宛推薦せしめ表彰狀並に表彰金を授與して斯道の獎勵を行ひ、其の業績は之を官報新聞等に掲載して一般に周知せしめ、以て社會教化振興の一助として居る。

四、中堅青年修練所

本所は半島の將來を擔ひ興亞維新の一翼を成すべき半島青年の皇國臣民化が優秀なる中堅指導者を得るに在るに鑑み内鮮關係の由緒深き扶餘に設置したもので、青年團の指導者國民總力朝鮮聯盟の指導者たるべき者其他教化指導者の養成を目的として昭和十四年八月之を開設した。其の收容人員は一箇年約五百人を十期に分ち入所せしめて居たが本年四月新築中の道場完成したると他面青年團の改組に伴ひ指導者鍊成の急務なるに鑑み一期一箇月一〇〇名宛收容し年に一、〇〇〇名宛養成することに

なつてゐる。

五、青年訓練所

朝鮮に於ける青年訓練所は昭和十四年度迄に公立百二十六個所、私立十三個所の設立を見たが、之が普及増設を圖るは目下の急務たるを認め、全鮮に於ける六年制小學校所在地には悉く一個所の公立青年訓練所を設立することとし、昭和十五、十六、二個年計畫を以て一千七百四十八個所の増設を爲すと共に爾後六年制小學校の増加に伴ひ逐次増設することとした。又會社・商店・工場其の他多數の青年を使用するものに對しても努めて私立訓練所の設立を懲憑し、既に七十八個所の設立を見た。

六、青少年團體

青年層の指導は半島の特殊事情に照し重要事項であるから、昭和七年九月各道知事に對し、青年指導の根本方針を指示し以て内容堅實なるものを一層善導誘掖し社會奉仕、地方改良等の方面に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしむる方針を樹て、兼ねて不良團體の淘汰を期した。處が僅か數年の間に急速且堅實なる發達を爲し、青年團數約四千、團員數十七萬に達し、團員各自の修養鍛鍊は勿論郷黨の開發農山漁村振興等の推進力と爲り、殊に支那事變發生以來の活動は物心兩方面に互る動員に貢獻する所極めて大なるものがあつた。そこで之を全面的に統制指導して、一層青年運動の擴充強化を圖ることとし昭和十三年九月朝鮮聯合青年團を結成せしむると共に爾後之に對し毎年國庫より補助金を交付し半島青年團體の堅實なる進展を期して來たのである。尙少年に對しても社會的訓練

並に内鮮一體の素地を培養せんがため小學校に少年團、健兒團等の組織を獎勵すると共に之が指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たのである。然るに其の後の時局の急激なる進展に伴ひ國を擧げて高度國防國家體制確立に邁進することになつたので、此の國家的要請の線に沿ひ青年團改組斷行の事となり、昭和十六年一月十六日政務總監官通牒を以て青年團の組織並指導要綱を明示し、之に基いて全鮮の各青年團をして新に青年部、女子部、少年部の三部を創設せしめて新發足を爲さしめたのである。

七、體 育

朝鮮に於ける體育運動に就ては、本府は、朝鮮體育協會を中心として、各道體育協會及各種體育運動團體を統制し、之が組織内容の充實と共に事業の振興を指導助長し、且補助金を下付して其の發達を獎勵し、又朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、各種體育運動競技會の開催、並に各方面の競技會に参加するものゝ指導統制に任じ、更にラヂオ體操の會を組織せしめ、中央及地方と連絡提携して、一般民衆の體育運動を獎勵し、更に都會地に於ける青少年に對しては、其の環境・職業・娛樂等、生活の態様に鑑み、特に體育運動を強調する等、各種の施設を講じて體育運動に依る國民身體の健康と、活動力との増進に努めて居る。

イ 社會體育運動團體指導統制概況 各種社會一般體育運動團體を統轄助成し、之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に、朝鮮體育協會をして、之に當らしめつゝあるが、其

の統制下にある諸團體は、1、各道體育協會。2、全朝鮮陸上競技協會。3、朝鮮水上競技聯盟。4、朝鮮排球協會。5、朝鮮水上競技聯盟。6、大日本箱球協會朝鮮支部。7、朝鮮卓球協會。8、朝鮮漕艇協會。9、朝鮮軟式庭球聯盟。10、朝鮮庭球聯盟。11、全朝鮮軟式野球聯盟。12、朝鮮蹴球協會。13、全鮮相撲協會。14、全朝鮮體操聯盟。15、朝鮮神宮奉贊馬術會。16、全鮮重量舉聯盟。17、朝鮮航空聯盟。18、朝鮮自轉車競技聯盟。19、全朝鮮拳闘聯盟。20、朝鮮ラグビー蹴球協會。21、朝鮮弓道會。等である。

口 朝鮮神宮奉贊體育大會狀況 朝鮮に於ける運動競技は、朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、今日の隆盛を見るに至つたもので、本大會は大正十四年以來毎年開催して今日に至り、今や各般の運動競技も、國民體育の眞義に徹底しつゝある好況を示してゐる。其の參加者數左表の如し。

第十六回朝鮮神宮奉贊體育大會參加者數調 (昭和十五年)

陸上競技七二五 排球四六八 籠球六二九、ラグビー蹴球五七一 蹴球三八八 野球二七九 軟式野球二四七 硬式庭球五〇 軟式庭球六二五 卓球五一八 相撲一六七 漕艇二一〇 重量舉二〇三 水上三〇四 水上三三一 自轉車一〇六 滑空機一五三 拳闘六七 體操一〇〇 弓道二八三 戦力増強競技三二六 ラ式蹴球五七一 男子聯合體操七、〇〇〇 女子聯合體操六、五〇〇 合計二〇、七三一

以上參加人員合計二萬七百三十一名は、何れも各道毎に豫選會を通過して參加資格を得た者のみで

あるから、此の大會を中心として全鮮に活躍する人員は、其の數極めて多い。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年「經學院雜誌」を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、曩倫の扶持、人心の啓發に努めてゐるが昭和十四年の秋期釋奠祭を期して京城に開催されたる全鮮儒林大會の總意は時局發心として經學院を中心に朝鮮儒道聯合會を組織し國民總力運動の一組織體として臣道の實踐に邁進するの外皇道儒學を確立し皇道の宣揚に努むる爲之等の事業の達成するに必要な組織體として各道には道儒道聯合會、府郡島には府郡島儒道會を結成せしめ以て經學院の活動體と爲し所期の目的達成に向ひ着々其の成果を收めつゝある状態なり。

明倫專門學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶する目的の下に、昭和五年經學院に明倫學院を併置した。本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期するにあり、生徒定員を九十名とし、儒林子弟及中等學校卒業者にして道知事の推薦せる者の中より銓衡入學せしむ。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他碩儒十餘名を囑託してゐる。昭和十四年には名稱を明倫專門學院と改め、昭和十六年には學科目課程の大改正を爲し日本學並に法律經濟の如き社會人としての必須科目を加へ一層内容の充實を期することとした。

圖 書 館

本府は大正十二年總督府圖書館官制を公布して、其の準備に着手し同十四年四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創設した。尙この外各道に互り公私設の圖書館二十八あり、(藏書數一千冊以下の圖書館は之れを省略)以上全部の藏書數は六十七萬三千七百七十八冊にして(昭和十五年度)その閱覽者は昭和十五年度には百六十五萬四千三百人、漸次増加の趨勢に在る。

尙總督府圖書館に於ては、圖書の蒐集保存に努むる外、名士、學者等を招聘して時々講習・講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。

古蹟調査及博物館

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎず、又遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟(貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴)古墳(高麗以前墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮中期以前)史蹟(都城・宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺に屬する主要なる墳墓の形狀の調査)利・陶窯等の遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の)古建築(歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺)金石其の他の遺物(佛像塔・燈碑・幢竿・石龕・鏡・祭器・樂器・繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歴史)古文書(歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査並蒐集)等に分ちて調査し、同十年三月末を以て完結し、各年毎に報告書として公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古蹟並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ

臺帳に登録したる物件に關して現状を變更し、移轉・修繕・處分等を爲す場合は總督の許可を受くることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つた。斯くて遺蹟遺物の主要なものは略々調査を遂げたが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの多く、且つ調査の進行に伴ひ、新に發見せられるものも亦少くないので、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ちて調査を繼續し、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尙朝鮮古來の工藝美術と共に其文化發達の有様を紹介するが爲め、「朝鮮古蹟圖譜」十五冊及「朝鮮寶物古蹟圖録」二冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施行して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を圖るため、昭和八年朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會を設け、昭和九年五月第一回保存會總會を開催爾來昭和十四年十一月第五回保存會總會迄該會に諮問して指定したものは、寶物三百七十七件、古蹟百二十八件及天然記念物百十九件、古蹟及名勝二件、名勝及天然記念物二件に上る。

三、**博物館** 本府博物館中京城景福宮構内にあるものは大正四年の開設にかゝり、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其他歴史の參考證徴となるべき資料を集め、一般の參考竝に觀覽に供して居る。

又新羅の舊都たる慶尙北道慶州の博物館分館は大正十五年開館し、慶州金冠塚をはじめ慶州附近に於ける三國時代新羅の古墳墓内出土品及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列し、百濟最後の舊都たる忠清南道扶餘の博物館分館は、昭和十四年開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供して居る。

一六 司法

裁判並に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。現在高等法院は京城に一箇所、覆審法院は京城・平壤・大邱の三箇所に、地方法院は京城・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・全州の十一箇所に各設置せられ尙各地方法院管内の主要地に地方法院支廳及地方法院出張所が置かれて居る。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關

する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(監犯等防止及處分)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、覆審法院は常に三人の判事、高等法院は常に五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。

各裁判所に檢事局を並置して檢察事務を掌らしめて居る。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要な内地法規に依るべき旨が定められた。民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐

人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施した。尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行した。

右の如く朝鮮の親族相續に關しては一部分民法に依ることとし、原則としては在來の慣習に従つて來たのであるが、其の後諸般の事情に依り之に關する全般的成文化の必要を認めたので、其の先驅として昭和十四年十一月十日制令第十九號を以て朝鮮民事令を改正し氏、婿養子、異姓養子、裁判上の離縁の諸制度を創設し昭和十五年二月十一日より之を施行した。この氏制度は民法に謂ふ氏制度であつて、即ち朝鮮の家に其の稱號たる氏を新に設定せしめ、同時に半島人に内地人式の氏を稱ふる途を拓いたものであるが、併し之が爲に朝鮮在來の姓其のものは之を消滅させるものではない。本制度を新に施行した理由は、

一、家の觀念の確立したこと 即ち朝鮮に於ける大血族團體は漸次崩解し、現在に於ては父母を中心とする小團體に分派すると共に戸主により統率せらるゝに至り、法律上家の觀念が確立した。従つて之を表章する稱號を設ける要がある。

二、異姓養子制度の制度上不可避なること 即ち半島人多年の要望に應へて「異姓不養」の慣習を揚棄し、異姓と雖養子と爲し得る制度を制定したが、姓は血統を表はし不易のものであるから、養父死亡し戸主相續開始した場合、前戸主と新戸主との姓が異り恰も乗取られた形を呈し相續の觀念に一致しない。この弊を避くる爲には家に稱號を定め戸主及家族は家の氏を稱することにする外途がない。

三、半島人の要望ありたること 即ち従前に於ても半島人にして内地人式氏を稱へたき希望を有する者が尠くなかつたが、近年内鮮一體の高調化に伴ひ、皇國臣民たるの信念と矜持とを感得抱懐せる半島人が、法律上個人の稱呼を内地人と同一形式に據り形容共に皇國臣民化せんとする熱烈眞摯なる希望を有するに至り、この要望に應へる爲にも氏制度の實施が必要であつた。

四、氏制度の施行は一視同仁の御聖旨の發露であること 即ち朝鮮合併の皇謨は一視同仁の御聖旨に基くものと拜察すべきであつて、半島人の敍上の如き熱烈眞摯なる要望に應へて、半島人の爲に内地人式氏を稱へ得る途が拓かれたことは此の御聖旨の發露であり、形而上に於ける八紘一字の大精神の顯現である。

五、内鮮の交流上必要なること 即ち内鮮の通婚等は従前に於ても尠くなかつたが、内鮮一體の高調徹底に伴ひ、内鮮人間の婚姻、縁組が更に増加するであらうから、半島人に内地人式氏を稱へ得る途を拓いて内鮮の交流を一層圓滑ならしめ得る。

六、姓は個人識別の機能を達し得ないこと 即ち半島人は姓名を呼稱して個人識別の作用をも營んで來たのであるが、朝鮮の姓は總數四百九十餘にして而も現在唱へられて居るものは僅々二百五十餘に過ぎず、人口の増加、世態の複雑化、取引の頻繁化に伴ひ個人識別の機能が充分でなくなつて來たので、各家に氏を設け個人の適切なる辨別方法を講ずる必要がある。等である。

尙氏制度の施行に伴ひ用ふべき氏名を制限すると共に氏名の變更に關し規定する必要を認めためたので、民事令の改正と同時に制令第二十號を以て御歴代御諱又は御名は之を氏又は名に用ふることを得ないこととし、且正當の事由ある場合には許可を受けて氏名の變更を爲し得る旨の規定を新設した。(氏制度の施行の結果に付ては戶籍事務の項を見よ。)

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、朝鮮に於ても上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年公布同年十二月一日より之を施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九

年一月一日より之を實施した。

昭和十三年四月主として會社法の改正を目的とする商法中改正法律、有限會社法、商法中改正法律施行法が公布されるに至り、朝鮮に於ても之等の規定に依るを適當なりと認めためたので、昭和十四年八月朝鮮民事令を改正し有限會社法及商法中改正法律施行法を同令中に加へ(商法中改正法律は朝鮮に當然效力を有することになつて居る)内地と同様何れも昭和十五年一月一日より之を施行した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が尠くなかつた爲、内地に於て身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので、朝鮮に於ても昭和十年八月朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容と爲し同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝや、朝鮮民事令等も亦之に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行した。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮の實情に鑑み、刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他朝鮮人

に對し古來行はれてをつた管刑制度は大正九年三月三十一日之を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改めた。更に昭和十六年三月十日より朝鮮の重要特殊實情に鑑み、内地に先んじて、思想犯の豫防拘禁制度を實施したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行されたので、同日以後右制度も内地同様治安維持法に依るものとなし、以て民衆人權擁護と治安の確保の完璧を期してゐる次第で、今日に於ては二三の制令等の外、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小 作 調 停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸す虞があつて、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年制令第二號を以て同令を改正し、小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を、爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては、調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見つゝある。

人 事 調 停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ること極めて望ましく、加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相剋を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を爰除して後顧の憂を絶ち、遺族の争が生じた場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍て内地と呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛争其の他に一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき溫情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同様な效力を附議するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出来るのである。

借 地 借 家 調 停

事變以來重工業の飛躍的勃興に伴ふ人口の都市集中化に因り都會地に於ける住宅難は逐年深刻の度を加へ爲に隨所に借地借家關係の紛争の頻發を見るに至つた。然るに之が訴訟に依る解決には尠からざる

費用と日時とを要するのみならず事後當事者間の感情の阻隔を激化するの虞があつて、銃後國民生活の安定を圖る上に於て憾遺なしとせぬ、仍て斯る紛争を圓滿迅速に解決して民心の安定を圖るが爲め昭和十五年制令第四十六號を以て朝鮮借地借家調停令を制定し昭和十六年一月一日より之を京城、仁川、咸興、元山、清津、平壤、新義州、大邱、釜山の九都市に施行したが尙將來必要に應じて施行地區を擴張する豫定である。

登記事務

不動産の登記に付ては光武十年（明治三十九年）十二月舊韓國政府に於て土地建物證明規則を施行し始めて不動産に付證明の制度を拓いたのであるが本府施政後明治四十五年三月現行朝鮮不動産登記令を制定し原則として内地に於ける不動産登記法に依ることとした。然るに當時全鮮に亘つて土地調査事業が企畫せられ不動産登記は土地臺帳の整備を俟たなければ完全を期し難い事情にあつた爲姑く之が施行を留保し従來の證明制度を持続したが土地調査事業の進行に伴ひ大正三年五月土地臺帳の完成した各府其の他市街地に之を施行したのを始めとし各郡島の土地臺帳完成に伴ひ前後二十回に亘り逐次其の施行地域を指定擴張し且之が施行と共に前記證明事務を撤廢し大正七年七月を以て全鮮に施行を完了し茲に登記制度の確立を見たのである。

不動産以外の登記に付ては船舶登記、法人登記、商業登記を始め金融組合、産業組合、漁業組合、殖

産契、工業組合、商業組合、恩給金庫、海運組合、自動車運送事業組合の各種組合登記、住宅管團登記、工場財團、鑛業財團、自動車交通事業財團の各財團抵當登記、夫婦財産契約登記等を取扱つてゐる。

戸籍事務

戸籍に關しては明治四十二年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌とした。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、従來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ一の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたので同十一年十二月朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より之を施行した。其の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。

其の後前記氏制度施行等に關する朝鮮民事令の改正等に伴ひ昭和十四年十二月朝鮮戶籍令の一部を改正すると共に氏の届出に關する單行法令を制定し、又從來道知事の所管に屬してゐた改姓名の手續を氏名變更の手續として裁判所の所管に移すこととし、改正民事令と同時に之を施行した。改正民事令に於て同令施行後六月以内に新に氏を定め届出づることを要すとし、この届出を爲さざるときは戸主の姓を以て氏とする旨等の規定を設けた。かくて氏届出期間たる昭和十五年八月十日迄に新に氏を定めて届出を爲した數は三百二十二萬餘戸にして朝鮮の總戸數の約八割に達した。期限後に於ても届出に遅れた者が續々内地人式氏名に變更を爲しつゝある狀況である。

公證事務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於ても其の事務を取扱はしめつゝある。

執達吏事務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其他適當と

認むる者をして該職務を行はしめ得ることとなつて居り當初は警察官吏に兼掌せしめたが、現在は官吏に非ざる專務の執達吏職務取扱者をも任命し、地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分、其の他の主要地に其の事務所を設置せしめて居る。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居たが、其の後供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨所其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其他適當と認むるものをして之を取扱はしめて居る。

思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にあつたが、滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェート聯邦

と境を接する爲諸種の不逞兇悪なる思想流入し、洵に偷安を許さないものがある。又一面年々相當の數に上る起訴猶豫、執行猶豫、假出獄、滿期出獄等に依る治安維持法違反の思想犯釋放者を其の儘放置するに於ては、其の環境又は社會情勢に左右せられ再び罪を累ぬる虞ある者が尠くないので、之に保護觀察を加へて思想の轉向を促進せしめ、以て再犯を防止することの緊要なるに鑑み、思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其他關係法令を制定し、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所を京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州の七箇所を設置した。實施以來各保護觀察所は保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得しむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。かくて昭和十三年七月中全鮮轉向者を打つて一九とする時局對應全鮮思想報國聯盟の結成を見、爾來同聯盟は發展の一途を辿り、昭和十五年末に於ては七支部八十二分會三千三百餘名の聯盟員を擁するに至つたが、同聯盟は更に思想報國運動の合理化と思想犯保護事業の進展を期する爲、各支部を夫々獨立の財團法人に改組することとし、昭和十六年一月同聯盟は此の趣旨に依り發展的解消を遂げ、同年四月從來の京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部は夫々獨立の財團法人大和塾として改組せられ、各保護觀察所長を會長に、保護觀察對象者其他大和塾の事業に奉仕協力せんとする者を會員として、非常時局下に於ける銃後思想報國運動に獻身的努力を捧げてゐる。

行刑制度

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。本所は京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・木浦・全州及び少年刑務所たる仁川・開城及金泉の十七で、支所は春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦、瑞興・安東・馬山・晉州・群山及小鹿島に設けてある。尙小鹿島支所は癩患受刑者を集禁し、馬山支所は不具老衰者を集禁し、心神耗弱者は公州刑務所に集禁して特別に取扱つてゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ、又其間答判令廢止・社會運動・財界不振等に影響せられて、逐次増加し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は實に一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記録として漸次減少の状態にあつたが、支那事變勃發以來思想犯者の漸減に反して竊盜犯者、智能犯者等の増加尠からず收容者全體の増減線は只管上昇の傾向にあり、遂に昭和十六年七月末現在に於て一萬九千九百四十七人を算し前記最高記録を既に遙かに突破した。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名前後を算する。

監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、隨つて就業歩合、僅に全受刑者の

百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、現在の就業歩合は百分の九十五に達した。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、轉近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝある。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十年十二月之れが取扱規程を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地・朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十五年末に於ける保管原紙數實に三十萬六百六十七枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・検事局・警察署・刑務所又は滿洲國等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十五年中に於ては其の數八萬四千九百二十九件を算し、其の内九千二百二十七件の前科を發見し、同十六年には六月末日迄の累計二萬二千九百十六件を算し内三千七百四十九件の前科を發見した。

尙指紋分類の統一を計り以て之が事務の簡捷を計ると共に前科發見の萬全を期する爲昭和十六年一月指紋分類規程を制定し又刑執行猶豫者の指紋蒐集及指紋原紙の廢棄並に特別保管に關する規定を設ける

と同時に改正後二十年を経て種々の點に於て不完備と成つた大正十年十二月の指紋取扱規程を全面的に改正して保管原紙の整備及之が取扱事務の刷新を計る爲同年七月右の指紋取扱規程を廢止すると共に新に指紋原紙取扱規程を制定した。

思想犯豫防拘禁制度

思想犯の豫防拘禁制度は朝鮮の特殊事情に鑑み内地に先んじて之を實施することとなり、昭和十六年三月十日朝鮮思想犯豫防拘禁令其の他の關係法令を制定實施し、豫防拘禁所（名稱保護教導所）を差當り西大門刑務所拘置監内に置き事務を開始したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行せらるゝこととなつたので同日以後は此の制度も内地同様治安維持法に據ることとなつた。

司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、又昭和十二年には二萬二千八十四圓に、更に昭和十六年度に至りて一躍十萬二千五百十圓に増額し益其の發達助長に力めてゐる。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に

依り昭和十三年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ、其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける新業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完備を期する等、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつある。

一七 社會事業

罹災救助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては、從來屢々畏き邊より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴し、恐懼感激の至りであるが、併合以來昭和十六年七月迄の御下賜金は實に四十三回、五十八萬二千七百圓の多きに達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては次の如く行つて居る。

(1) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し、道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交附して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産・教育及凶歉救済の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割（罹災救助の費に充つることとなつて居る受入金）とを合せ、罹災者に避難所設置・食料の焚出又は給與・被服の給與・傷病者の治療・死亡者の埋火葬・小屋掛・生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十六年度罹災救助費豫算額は二十三萬八千三百三十八圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済をも行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能はざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十五年度迄に支出せる總額六十五萬二千三百三圓に達し、基金現在額四十一萬五千圓にして昭和十六年度豫算額七萬七千三十九圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し、又は副業を奨勵して其の收益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に上るときは、道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會をして行はしめるを例とす)に依り、朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

賑恤救護

老幼・不具・癡疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては、恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月、大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月、大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月、今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十六年度豫算は九萬七千六百八十六圓で、昭和十五年度末現在の被救護者は一千九百六十名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費(道は本費に充てる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する)より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十五年度に於ける取扱件數は行旅病人延七萬八千二百八名、行旅死亡人四千五百二人、準行旅病人五十八萬七千九百八十七名である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、韓國併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子收入を以て、事件頻發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所三

十一箇所で、昭和十五年度迄に補助した金額は、建築設備費に對し四萬二千九百二十圓、事業維持費に對し二十三萬四千九百十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員が朝鮮に初めて設置せられたのは昭和二年である。昭和十五年末現在方面委員の置かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・馬山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山の十二府及麗水・江陵の二邑で方面數四十三、方面委員數五百四人、同年中に於ける取投件數は八萬六千四百三件である。

福利施設

一、公益市場 食料品その他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・開城・大田・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・海州・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・羅津の十六府及蔚山・方漁津・東萊・定州・會寧・雄基・阿吾地の七邑に五十一箇所の市場を置き、其の店舗數は八千二百、一箇年の賣上高は三千百六十四萬圓餘に達してゐる。

二、共同宿泊所 無宿の労働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の

増進とを圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設せしめてゐる。

三、簡易食堂 労働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て、釜山府に於て之を經營してゐる。

四、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

五、公益質屋 都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として、昭和四年度以來京城(三箇所)・仁川・大田・群山・全州・木浦・光州・順天・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・海州・平壤(二箇所)・鎮南浦・新義州・元山・咸興・興南清津・羅津の十九府邑に二十四箇所を設置し、國費より補助金を交附して之が助成指導に努めてゐる。

六、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を実施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十四年度

末に於ける資金總額は三百三十萬二千二百六十三圓に及び、勤農共濟組合數は五千五百六十九、組合員數は十五萬四百七十人に達してゐる。

住宅施設

今次支那事變の長期化に伴ひ建築用資材の入手難、建築費の昂騰等に基因する住宅供給の激減は著しく住宅の拂底を招來した。之か對策として軍需並生産力擴充計畫産業企業者には、其の勞務者住宅の建設を極力勸奨すると共に、府邑に對しては公營住宅の建設供給を慫慂する一方昭和十六年度に於ては朝鮮住宅營團を設置して政府保護の下に計畫的に且急速に多數の住宅を建設供給することとなつた。尙住宅拂底最も著しき主要都市に於ける一般住宅建築用主要資材二萬戸、三〇萬坪分を確保し、又生産力擴充計畫産業其の他重要産業勞務者の爲必要とする住宅建設用資材に付ても九千戸、八萬二千坪分を確保し、同時に之が配給統制方法をも樹立して積極的に住宅の建設を圖つて居る。

公營住宅としては大正八、九年の財界好況の頃、住宅拂底に對應して京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南等の府邑に於て建設したるもの合計約七百戸あり、又今次の住宅拂底に對應して昭和十五年度中新築せるもの約一千戸、昭和十六年度計畫中のもの約一千四百戸あり、尙不良住宅(土幕)改善施設として、京城府並財團法人保隣會、財團法人和光教園、向上會館に於て簡易住宅を供給しつつある。

勞働者保護

近時朝鮮に於ける工・鑛業は飛躍的發達を來し、各種産業勞働者の數も急激に増加した。然し是等勞働者の保護制度としては、現在朝鮮鑛夫勞務扶助規則(昭和十三年)及朝鮮船員保險法施行規則(昭和十五年)の二制度あるのみで、朝鮮産業の健全性保持の上から勞働保護の制度の全面的確立は今後に期待せらるゝ所大なるものがある。

而して政府の雇傭する職工、鑛夫、其の他の傭人等に付ては、傭人扶助令(大正七年)に依り傷病扶助の途があり、又特別制度として官業に従事する現業員に對しては、朝鮮總督府遞信官署共濟組合(大正九年)朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合(大正十四年)及朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合(大正十一年)等があり、各組合員の相互共濟が行はれてゐる。

勞働爭議は一時社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたものの頻發を見たが、官憲に於て主義者の殲滅に努めたると滿洲事變以來其の轉向を見たことに依り、此種爭議は殆んど其の跡を絶つに至つた。又單なる勞働條件の改善、主として賃金値上の要求又は賃金値下の反對運動の爭議も漸次其の數を減じつゝある。而して朝鮮に於ては勞働爭議に關しては單に行政手段に依り之が調停解決を圖つて居り、内地の勞働爭議調停法の如き制度の實施を見てゐない。

勞務需給調整

輓近西北鮮地方に於ては、鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日備勞働者の需要激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈するので、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先に移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのである。處が今次の事變を契機として金及重要礦物の増産計畫を始め、幾多國策的事業の急施に依り、勞力の需要は一段と急増を來し、加ふるに昭和十四年度以降勞務動員實施計畫の設定に伴ひ内地に於ける時局産業に對し朝鮮人勞働者の集團的供出を餘儀なくせられ之が爲年々多數の朝鮮人勞働者の内地移住を見るに至る等の爲鮮内全面的に勞働者の拂底を見んとし從來に比し勞務者の充足に可成困難を伴ふに至つた。而して昭和十五年中總督府に於て直接斡旋せる勞働者數は六萬人を超へ、尙各道に於て斡旋したるものも相當多數に上つて居る。

尙時局の推移に伴ひ勞務需給調整の緊要性が愈々加重するに至つたので昭和十四年七月國民職業能

力申告令の施行を見たるを始めとし相次いで國家總動員法の發動に基く各種勞務關係法令が急施せられた。即現在施行中のものは賃金統制令、工場就業時間制限令、工場事業場技能者養成令、従業者移動防止制限令、國民徵用令、青少年雇入制限令であつて更に新事態に對應し昭和十六年度中に於ては國民勤勞報國令、勤務調停令及青壯年國民登録制等の強行法令が實施せらるることとなつて居る。而して右國民總動員の發動に相呼應して昭和十五年一月勞務調整の基礎法規たる朝鮮職業紹介令を實施し勞務の國家的配置を企圖すると共に職業紹介機關の擴充強化を圖り昭和十四年度に於て京城・大邱・釜山・平壤・新義州及咸興の各公營職業紹介所を國營に移管し昭和十五年度には大田・光州・清津に國營職業紹介所を新設した。尙昭和十六年度に於ては全州・清州・海州にも新設の豫定である。

兒童保護

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒 孤兒の教養をなすものに國立の濟生院養育部がある。乳幼兒は總て里預けとし、其の兒童の身心の事情と委託家庭の狀況とを考慮して滿十二歳まで預け置き、普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒は八歳以上のもので、部内に施設してある四年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な

自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十六年四月一日現在收容兒童は總數二百九十七名である。

尙私設の育兒施設は、昭和十五年末に於て三十二箇所、收容兒童數一千九百一十一名であり、本府は此等に對し補助金を交附してゐる。

二、感化 不良性を帶ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關に永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十二年十月一日木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十六年四月一日現在の收容兒は前者百二十七名、後者五十四名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

右の外私設として明進舎(京城)、全州少年保育、大邱警察署少年保護所、新義州育英會、赤崎學園(釜山)、百世藝(海州)、釜山勤勞學園、平壤更生園、仁川更生館がある。昭和十五年末收容人員三百五十三名である。

三、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城に濟生院盲啞部がある、普通教育の外、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十五年四月一日末現在生徒は二百四十八名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所十一箇所、母子保護施設三箇所がある。

救 療 機 關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・開城・水原・利川・安城・忠州・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎮南浦・安州・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・長箭・三陟・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院を設けて救療をなして居る。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は、各醫院を通じ昭和十四年度に患者總數延二百十二萬二千五百五十六人、之が治療日數は延三百三十四萬六千七百九十九日を算した。治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は延人員十一萬二千三百一人、此の治療延日數は十九萬二千九百七十七日である。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・仁川・大田・光州・大邱・晉州・平壤・春川・咸興及羅南道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居る。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし、教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓の御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國

費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月より窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けしめ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交附して徹底的に治療せしめて居る。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが、十年度からは全額を國庫より支出して十一萬圓となし、昭和十五年度に四萬圓を増額して十五萬圓とした。昭和十四年度救療延人員は三百七萬九百三十四人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく 聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

一八 軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事後援事業の對象は極めて尠く、昭和十一年度の扶助戸數は僅かに九戸、人員數二十九人、扶助年額一千九百十四圓に過ぎぬ状態であつたが、支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人並に戦傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、本府は極力内地の諸軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方策を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。

軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。

職業上の保護

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を慫慂すると共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除除せる場合は努

めて原職に復歸せしむるやう輔導して居る。其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繋して就職の斡旋に努め、又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業と其の保護に萬全を期する爲め、道及主要府郡に専任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痍軍人の保護

傷痍軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が再起奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲各種の保護對策を講じてゐる。

醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に療養所を設置せる外、官公私立或は温泉旅館等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、日常生活の不自由を軽減する爲介護要具を給與してゐる。職業保護としては高度の職業再教育を要する者に對しては内地の施設に委託し、比較的輕度の者は、鮮内の學校・會社・工場・試験場等に委託し、職業再教育の爲、又は教育志望の爲大學・專門學校・師範學校・中等學校等に入學したる者並に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては、所要旅費及學資を給與し、傷痍軍人を雇傭し、又は職業再教育の爲の委託を受け、作業設備の改善を要する者に對しては、作業設備改善費の補助を爲し、尙右各種保護施設の圓滿なる遂行を期する爲、主要府に傷痍軍人指導囑託を配置し之が援護の完璧を期して居る。

遺家族の保護

出征應召軍人の遺家族の保護については、遺家族をして自立自營以て榮譽ある家門の矜持を保たしむる爲授職輔導の途を講じ、教員・産婆・看護婦・タイピスト等の養成を爲し、又主要地には授産場・託兒所を設け、收容保護の要ある者の爲に住宅を建築してゐる。尙遺家族の職業、育兒其他身上並に家事萬般に關する良き相談相手たらしむべく、遺家族指導囑託を主要地に設置する等、遺家族保護に萬全を期して居る。

軍人軍屬の遺兒並に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒並に傷痍軍人の子弟にして、學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し、一定の學資を給與して勉學の途を講じつゝあり、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

教化並に教養

皇國に報じたる軍人並に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむ

るため軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、修養・研究・講演等の各種會を開き、又戦歿當時の狀況を調査し、重要な郷土資料として國民の教化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勧め國家の恩遇に忸れず、益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう教養に努むると共に、一方一般に對し或は講演・映畫・座談會・ポスター・パンフレット等に依り極力時局認識の徹底に努めてゐる。

軍事後援相談機關

- (イ) 援護相談所 傷痍軍人並に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置し、代表者を道知事・府尹・郡守・島司とし、之に關係職員並警察官・恩賜軍人援護會關係者・軍部關係者・在郷軍人・裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委嘱してゐるが、既に實施されたるもの合計一七箇所に達した。
- (ロ) 軍人援護會 昭和十三年十一月五日恩賜金を基本として恩賜財團軍人援護會の設立を見るや、朝鮮に於ても事變勃發直後組織した帝國軍人後援會を改組して財團法人軍人援護會朝鮮本部を設立し、各道に支部を設け昭和十六年七月三十一日各軍事後援聯盟を統合し國の施設に順應して援護事業に萬遺

憾なきを期してゐる。

- (ハ) 傷痍軍人會 傷痍軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に勵めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痍軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痍軍人保護對策と相表裏し、傷痍軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期してゐる。

一九警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月に於ける騒擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲の反覆を見たが、警察制度の一大改革を行ひ警察力の充實を圖ると共に諸般の施設を整備し、以て民心の安定並取締對處に努めたる爲、爾後不穩事件は漸次其の跡を絶ち、曾て不逞行動に参加したる者も前非を悟つて官憲に歸順する者が續出した。

斯くて大正十年以降内外の形勢は一變し、鮮内人心の安定するに伴ひ、不逞企畫乃至之に關聯する各種犯罪事件を使嫉煽動した在外不逞團の聲望は頓に衰へ、殆ど民衆より其の存在を認められず、辛ふじて餘喘を保つに過ぎぬ状態となつた。處が恰も之と前後し世界思潮の影響に依る社會主義的思想漸く鮮内に浸潤し、各種の左翼系思想團體簇生と相俟つて、不穩なる非合法運動隨所に行はれ次第に激化の兆があつたが、取締の強化と思想淨化の施設宜しきを得たる結果漸次衰退し、特に昭和八年以後は客觀的情勢の變遷もあり、一層不振の一途を辿つて現在の平靜を見るに至つたのである。

加ふるに昭和六年に於ける滿洲事變並今次支那事變の影響は、廣く民衆をして帝國の國際的地位及實力を認識せしめ、就中東亞の安定興隆の支柱たる公明不動の國是は、動もすれば浮動せんとする民心に

明確なる指標を與へ、殊に支那事變に際しては皇軍の斷乎不退轉の態度と輝かしき異數の戰果に直面して、其の冠絶せる威力と眞意を一層深く認識し、内鮮一體克く銃後の奉公に赤誠を捧げ、又從來感情的偏見に驅られて往々當局の施設を誹謗し或は不穩の策動を敢てせるが如き向も、其の誤謬を悟つて驕然轉向する者相次で出たる等、民心の純化好轉著しく、其の間昭和十三年七月突發せる滿蘇國境張鼓峰事件に際し、蘇兵の暴虐なる爆砲撃に依り鮮内國境地帯に於ては直接多大の損害を蒙りたるにも拘らず、一般民衆は何等の動搖なく極めて平靜に經過し、地方部民は進んで軍の行動に協力援助し、國土防衛に盡力する有様であつた。尙昭和十四年全鮮に亙る旱害は殆ど未曾有の天災で南鮮七道の被害最著しく、罹災民の困窮深刻なるは勿論、事變下に於て重大なる食糧問題を惹起するに至つたが、何等不祥事態の發生を見る事なく、官民一致の協力に依つて異常の災害を克服し公寧の維持に間然する處なきを得た。

一方鮮滿國境地帯に於ける匪賊は、滿洲事變後鮮滿軍警の共同大討伐に依り其の根據を壊滅され、匪害は一時小康を得たが、爾後全滿各地に分散せる共匪は之が統合強化を圖り、昭和十一年東北抗日聯合軍を組織し、次で大小匪團に呼掛け之等を傘下に加へ逐次共匪化したるに鑑み、鮮滿軍警機關に於て緊密なる連絡の下に、國境地方の肅正討伐に努めたる爲、其の勢は漸く衰へたが、支那事變發生以來彼等の策動は機會に乗ぜんとして稍活氣を呈するに至りたるも其の後昭和十五年滿洲國軍警合作の徹底せる討匪工作に依り斯種匪賊は殆んど其の影を没するに至つた。

警察機構

一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・理事官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。

二、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修業期間は六箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すものである。各道の巡查教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡查を教養する機關である。

防空

朝鮮に於ける防空は昭和八年朝鮮總督府と朝鮮軍との間に防空協定を行ひ主要地域の防空を實施したのに始まり、今次事變に際しても當初は右協定に基き防空を實施した。然る處支那事變の擴大、國際情勢の緊迫化等に依り到底此の儘經過することを許さない情勢に立至つたので、昭和十二年十一月十八日勅令を以て朝鮮に防空法を施行し、強力にして統制ある防空を實施することとなり現在に及んだのである。

而して現在に於ける防空機構は昭和十四年二月、朝鮮總督府に防護課を新設して防空事務と消火水防の事務を一括管掌する外、各道の警察部警務課に防空係を設けて道内全般の防空事務を掌理し、尙防空上重要な府邑は道知事の指定に依り、規模大なる施設又は事業及國の管理する施設は、朝鮮總督の指定に依り夫々防空計畫設定者として定められた所に基き防空を實施するのである。尙消火水防其の他の警防に従事せしむる爲昭和十四年十月一日、全鮮一齊に警防團を結成したが、同團は道知事及警察署長の指揮監督下に防空實施に當るものである。

經濟警察

支那事變を契機として我國の經濟機構は自由主義經濟より統制經濟へと一大轉換を餘儀なくせられ、

就中國防經濟の確立は戦争の目的遂行上事變下最大の重要政策とせらるるに至り、爾來各種の統制法令が相亞いで發布を見るに至つた。かくて之が運営の萬全を期する爲朝鮮に於ても内地に順應し、昭和十三年十一月經濟警察制度を創設し、警務局警務課に經濟警察係を新設し、地方は京畿道に經濟警察課を、其の他の道には保安課に經濟警察係を設置し、警察署には狀況に應じ經濟警察係を置き、又は保安係に經濟警察官を配置して之を掌理せしめることとした。

然るに其の後の情勢は歐洲動亂勃發等の影響を受け、物價の昂騰・物資の不足・配給不圓滑等は益々深刻化し、統制法令違反も亦増加且惡質化するの傾向を示し、從來の機構を以てしては之が使命完遂に遺憾の點があつたので、昭和十五年二月新に本府及各道（除京畿道）に經濟警察課を設置し、尙第一線特に都市警察署の陣容を増強する等、全面的機構の擴充を斷行したが、更に其の後に於ける經濟統制の高度複雑化に對應して之が運営に萬全を期すべく、同年八月第二次、昭和十六年六月第三次の増員を斷行し、從來警視課長を置いた京畿・慶北・慶南・平南の外躍進的産業の發展を見つゝある咸南・咸北・平北・全北・全南・黄海六ヶ道の課長を警視としたる外、各道並に主要警察署に幹部を増員し銳意之が機能發揮に努めて居る。

二〇 衛生

醫療機關

昭和十五年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表 (其の一)

道名	病院	醫師(臨時警察署者ヲ含ム)	醫生	醫師一人に對する人口	醫生一人に對する人口
京畿道	四九	一,〇五八	三三四	二,四九五	七,九九四
忠清北道	三	七三	一六八	一〇,〇〇一	五,五八
忠清南道	六	一四六	二二	一三,九九四	七,一九五
全羅北道	七	一四三	一五	一四,二九一	一三,四一一
全羅南道	二	二八	三九	一四,九二七	一一,九三〇
慶尙北道	二	二四	三九	一四,九二七	一七,一七三
慶尙南道	一〇	二八四	四六〇	一三,八六六	五,一三六
黄海道	九	三三	一六三	九,〇五四	一〇,六七七
平安南道	八	三五五	三〇四	九,一五七	五,〇〇七
平安北道	一四	二三四	三三三	四,六七五	五,八七三
江原道	五	一五八	二六五	九,二六九	六,〇五三

合	咸鏡北道	咸鏡南道	計	同	上	(其の二)	二四四
一六	二	一六	三三	三、六三三	三、六〇四	七、〇七九	六、〇九一
三、五二八	三、〇六九	三、〇六九	三、〇六九	三、六〇四	七、〇七九	六、〇九一	六、〇九一

道名	齒科醫師	入齒營業	產婆	看護婦	按摩術業	鍼術業	灸術業	種痘施術生
京畿道	三六九	一五	五六〇	五四五	一七三	二八	一七九	一七七
忠清北道	一五	一〇	四四	二七	五	六	六	一〇六
忠清南道	三三	一四	六五	五三	二五	五	三〇	一〇六
全羅北道	三六	一〇	二八	二四	六	四	三	一〇六
全羅南道	五一	六	一四八	一三九	五五	四〇	三三	三三三
慶尙北道	五七	一五	一〇〇	二四	六七	四七	四一	二九九
慶尙南道	一〇〇	一四	二二五	二二八	一七三	一七三	一四〇	一六〇
黃海道	四〇	〇	九三	七	三四	七四	三六	五四
平安南道	六	一七	一八四	二六〇	六三	八七	六〇	二六三
平安北道	四	一八	一〇五	八〇	二二	四〇	二六	二
江原道	七	一七	七三	七	一〇	一九	〇	三五
咸鏡南道	四	六	一九〇	三〇八	六	一一	九	一五
咸鏡北道	七	一〇	一六三	一八八	六	一〇一	九	一五
合計	九一五	一四〇	二、〇七七	二、〇九八	七六	一、〇一〇	七三	二、二二六

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十四年末の數左の如し。

傳染病院	官立	公立	私立	計
隔離病舎	一	三	一	三
	四二一	四二一	四二一	四二一

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十五年十二月末に於ては其の總數僅に三千六百三十三名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約七千七十九名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならぬ。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年にセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも）を指定した。齒科醫師は昭和十五年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に九百十五名を算するに過ぎない。依つて入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し醫術の素養無きため大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、同十四年二月京城齒科醫學學校（昭和五年一月京城齒科）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるが一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に、地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許してゐる。都市では内

地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地に於ける醫療は道立醫院の巡迴診療の外、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることとした。この公醫は昭和十五年定員百八十三名あつたが昭和十六年更に四十三名増員せられ二二六名となつたが將來尙増加の必要がある。

二、**醫生** 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。醫生は今猶ほ朝鮮に於ける重要な醫療機關であるから公醫を教師として醫術の教養を行はしめつゝある。

三、**産婆** 従來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。そこで京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひ以て其の増加を圖りつゝある。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで大正十一年五月看護婦規則を制定し、産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、**種痘施術生** 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて従來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一、**藥品** 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、粟粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付する規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる

取締を加へ同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續なき者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻薬類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製薬用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネを製造賣下することとし、以て麻薬類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮麻薬取締令を制定し取締の完璧を期しつゝある。

其の他賣薬検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣薬の精良を期し、併せて一般薬業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、**薬劑師** 薬劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで薬種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に薬劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮薬學校を指定し、更に昭和五年九月京城薬學專門學校を指定し、以て薬劑師の養成普及に努めつゝある。同十五年十二月末調査に於ける薬劑師の數は僅に五九八名に過ぎない。

食 品 取 締

一、**飲食物及其他物品** 飲食物其他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール(糖)取締規則等を發布

し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、薬劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣薬等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物藥品賣薬等の取締に遺憾なきを期してゐる。

昭和十五年中に於ける衛生試験件數は三萬六千八百九十九件に達した。

二、**屠場及屠畜** 屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して之を統一した。昭和十四年末に於ける屠場數は一千四百六箇所で、同年中の屠畜總頭數は八十二萬二千三百餘頭である。而して屠畜中最も多きは豚の五十六萬三千餘頭で之に亞ぐは牛の二十五萬六千餘頭である。

三、**牛乳搾取所及牛乳取締** 從來牛乳を用うること少く、唯内地人又は外國人が之を需要したばかりであつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布して、之を取締つたが、昭和十五年四月朝鮮牛乳營業取締規則を發布し從來の規則を全面的に改正した。而して昭和十五年末の搾乳營業者は二百十九名、乳用牛並山羊約三千九百十六、其の搾乳量は二萬二千二百八十六石である。

上 水

朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費・道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井の掘鑿を行はしめて居る。

昭和十五年末現在に於ける水道数は二十府二十一箇所、九十一邑中三十六ヶ所其他郡所在地面等に二十ヶ所合計七十七ヶ所である。

傳染病豫防

一、傳染病 韓國併合以來傳染病豫防令其他諸種の法令を發布し海港検査所をも設置して、豫防處置を講じたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病数を十種とし、疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施すると共に、各般の施設改善及取締の勵行に努めてゐる。尙昭和十五年六月再歸熱を指定して傳染病豫防令を適要することとした。

(イ)コレラ 鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし、沿海及國境地方民に豫防注射を實施すると共に、海港検査の嚴行に努めて居る。尙ほコレラ豫防宣傳の爲、大正十年以來活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付すると共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

(ロ)痘瘡 本病は古來一般朝鮮人間に免るべからざるものと信ぜられて居たので、種痘施行に對して之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布して其の強行に努め、一面痘瘡豫

防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘の徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

(ハ)赤痢・腸チブス 本病は到る處に四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫並に衛生講話、ボスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めると共に飲料水の改善便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる。又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めて居る。

二、海港検査 海港検査は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふもので、現在之を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・多獅島及海州の十四港である。

三、痘苗製造 痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地の公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

四、慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

(イ)癩 癩患者は昭和十三年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬四千二百二十五人を算してゐる。而して之が醫療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は五千七百八十三人の患者を收容し、私立療養所では大邱癩病院に六百六十九人、釜山相愛園に六百一十一人、麗水の愛養園に七百人を收容したが釜山相愛園は其の場所の一部が軍用地として買収せられたので昭和十六年三月末日限り廢園した。此等私立療養所に對しては國庫より補助を與へ、又私立療養所の所在地附近に各地より蝟集して、癩部落を形成し、相助會を設けて居る患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付してゐる。

(ロ)結核 本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し、病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發等、社會事情に適應した豫防對策を講じつゝありし處、

畏くも 皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現狀に御憂慮あらせられ昭和十四年四月二十八日內閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる 令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御懿旨を

奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に互る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見、總裁には畏くも 秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補充して朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ、政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に左の事業を遂行するものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生活の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

五、地方病 朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは大正十一年より十二年に互り各道をして本病の分布其の他の基本調査をなさしめた結果、一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因することを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した映畫を作製して各道に配付し、其他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來た。處が此等蟹類は之を火食すれば感染の虞がないばかりでなく、農村疲

弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむると共に蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

六、**家畜傳染病** 家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類である。牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢々國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚大である。仍て本府は夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期すると共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し、檢疫を施行することとし、更に昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年十一月一日より之を施行した。防疫機關としては大正十三年度迄は平安北道咸鏡北道其の他の道に専任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道・咸鏡南

道・咸鏡北道、同十五年度より平安南道に之を増員して順次防疫機關を擴張し、又同十五年度よりは新規に國境牛疫地帯構成を實施した。本事業は牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので同年度より更に技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射を施行し、滿洲方面よりの密輸入牛の取締、斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめ、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に専任技師を増置し以て家畜防疫の強化を計つた。又昭和十二年度には慶尙南道に流行したる家畜ペストの防遏の爲、之れを法定傳染病に加へて豫防措置を講ずることとし同年七月右に關する府令を發布した。

(イ) **氣腫疽** 本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必ず斃死するので、昭和四年度から各道多發地方を免疫地域に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、その發生漸次減少し、昭和十五年中の發生は三百四十六頭であつた。

(ロ) **牛疫** 本疫は常に對岸滿洲より侵入するものであるから、先づ國境地帯の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射を施して病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たものが、大正十五年には七十一頭、昭和四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年には對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十頭、遠く京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、翌六年にも二百六十頭の發生を見たが其の後發生を見ない。

(ハ)牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこととした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたことがない。其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に互り三百九十七頭あり其の後逐年減少し昭和五年後全く其の發生を見なかつたが昭和十六年四月内地に移出せられた鮮牛中より本疫の發生を見たので直に罹病牛の移出経路を調査し之が關係地方並に鮮滿國境道必要地域の畜牛約四萬頭に對し血清診斷に依る一齊検査を實施したが容疑牛の發見なく原因系統全く不明に終つたが鮮内には本病毒の潜在なしとの確信を得た。

(ニ)口蹄疫 本疫はもと流行性鷲口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭乃至數千頭の發生を見たが、昭和十年以來一頭の發生も見ない。

七、牛結核病豫防 畜牛の結核病豫防に關しては從來朝鮮家畜傳染病豫防令の一部及び牛乳營業取締規則を適用し來つたが、病毒の根滅を期し得なかつたので、昭和十四年十月朝鮮牛結核病豫防令を制定施行して検査の方法を確立し、重症結核牛は勿論輕症結核牛と雖も必要と認むるときは強制殺の處分を爲し得る規定を設け、本病豫防の徹底を期することとした。

八、移出牛検査 内地に移出せられる畜牛は總て仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津・浦項の検査所に於

て検査を受くるもので、其の繋留日數は朝鮮七日(當分の内九日)内地五日と定められて居る。

昭和十五年中に於ける移出頭數は八萬餘頭で今後尙逐年増加の傾向にあつた處昭和十六年四月内地に移出せられた鮮牛中より牛肺疫發生し検査日數を内鮮各二十日に延長せられたが同年八月再び原狀に復した。

二二 國民總力運動

一、國民總力運動の由來

朝鮮統治の根本方針たる一視同仁の 聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしむるは歴代總督の特に施政上意を用ひたる所である。たゞ支那事變の勃發に依り帝國は舉つて東亞新秩序建設の大業に邁進することとなり、大陸に於て日本の一翼を成す朝鮮の地位は頓に重要視せらるゝに至つた。即ち半島同胞二千四百萬舉つて皇國臣民としての搖ぎなき精神的團結の下に内鮮一體協心戮力以て時艱に應ずることは帝國の興亞國策遂行上絕對前提要件となつた。

茲に於て内地に於ける國民精神總動員運動の三目標たる舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の外更に半島同胞の急速なる皇國臣民化並内鮮一體の具現化を眼目とする國民精神總動員運動を起し官民一致全鮮津々浦々に至る迄強力なる實踐組織網を結成し國民精神振起の徹底強化を圖りつゝあつた。

然るに昭和十四年秋勃發せる歐洲動亂は國際情勢に劃期的大變化を招來し、東亞新秩序建設に邁進しつゝある帝國は更に獨伊と俱に世界新秩序建設の重責をも負荷するに至つたので、帝國は其の全土を舉げて國民組織の新體制を確立し高度國防國家體制を完成し以て此の難局打開の途を講ずることとなつた。斯くて朝鮮も亦逸早く國民組織の新體制を確立し總督政治と表裏一體密接不離なる國民總力運動を展開せしむることとなり昭和十五年十月を期し茲に力強く發足したのである。

二、國民總力運動の目標及其の特殊性

國民總力運動の目標は半島二千四百萬同胞が協力一致して、國體の本義に基く臣道實踐、職域奉公により帝國の高度國防國家體制を確立するにあり、其の根本精神に於ては内地の大政翼賛運動と毫も異なる所がない。只半島の特殊性として運動の内容、性質、方法並に其の機構の點に於て次の如き特殊性がある。即ち

- (一) 内鮮一體の徹底並に半島同胞の皇國臣民化に重點を置く。
- (二) 本運動は所謂臣道實踐、職域奉公を眼目とする國民實踐運動であつて内地に於けるが如き政治運動の性格を有せず。
- (三) 内地に在りては大政翼賛會の外經濟、産業、文化の各方面に其の職域に依る諸運動の展開を見つゝあるが、朝鮮に在りては之等の運動を舉げて本運動に統括する。即ち從來の國民精神總動員運動並に過去八箇年に亘りて顯著なる功績を残した農山漁村振興運動の二大運動を始め、其他物心各般の諸運動を網羅包括して一元的運動組織體制を構成し、他に比類なき然も未曾有の廣汎且つ強力なる國民運動である。
- (四) 實踐機構は其の末端組織に至る迄行政機構と表裏一體を爲し、強力なる總督政治の行政權の發動と形影相伴ひ實踐力の徹底を推進する。

三、國民總力運動の機構

國民總力運動

(一) 指導機構

イ 總督府及各道の官房に國民總力課を設置し運動の指導並に之が他局部課との連絡調整に任ず。
ロ 國民總力運動指導委員會

政務總監を委員長とし、本府各局長、民間有力者更に陸海軍の参加を得て二十人の委員を委嘱し眞に軍官民一致の強力なる指導機關として、總督政治の圓滑なる總力運動への具體化に付月二回必ず開催し、基本方策の審議策定をなし決定事項は直に實踐運動に展開せしむる。

(二) 實踐機構

イ 朝鮮聯盟

京城に朝鮮聯盟を設け、朝鮮總督を總裁に政務總監を副總裁に、全鮮の軍、官、民の幹部又は有力者より其の適任者を顧問、參與、理事、評議員、參事等に委嘱して夫々聯盟運動に參畫せしめ、更に事務局を設け、本府行政機構に對應して總務、地方、殖産、農林、貯蓄、輔導、防衛指導、文化訓練及宣傳の十部を設け右理事中の適任者を部長に其の他の理事並に參事を部員に配し聯盟運動の參謀本部たらしむ。

ロ 地方聯盟

朝鮮聯盟の組織網として地方行政機構に準じ、道に道聯盟を、府郡島に府郡島聯盟を、邑面に邑面聯盟を、町洞里部落に町洞里部落聯盟を夫々結成し、之等の執行機關としては道聯盟には知事が會

長に、府郡島聯盟は府尹、郡守、島司が理事長に、邑面聯盟は邑面長又町洞里部落聯盟は町總代又は區長が夫々理事長に當り、之に夫々の地區内に於ける軍、官、民の幹部、有力者を役員に委嘱し以て軍官民眞に渾然一體の國民運動たる實を發揮する。

ハ 各種聯盟

會社、銀行、工場、鑛山、大商店其の他團體は勿論のこと官公署、學校等苟も多數集團する所には必ず餘す所なく聯盟を結成し、何れも所在府邑面聯盟に参加すると共に各種聯盟として上下の系統を保ち、夫々職域奉公に邁進する。

ニ 愛國班

愛國班は地方聯盟たる各種聯盟たるを問はず活動の基底組織として結成され、其の構成は地方聯盟の愛國班は十戸を標準とし、各種聯盟は適當人員を以て之を構成する。昭和十六年四月現在全鮮愛國班數は約四十萬餘、愛國班員數は約六百五十七萬餘である。此の班員數は代表班員たる世帯主を以て數ふるから、實數は半島住民の全部を包含して餘すところがないと言つて差支ない。

四、國民總力運動の現況

國民總力運動は前記の如く總督政治と表裏一體をなし前記目標を經とし、別表實踐要綱を緯とし、指導機關の強化と實踐機關の熱意と相俟つて茲に上下渾然一體眞に半島の天地を舉げて總力總構への意氣を示しつゝある。

(一) 愛國日の實施

支那事變直後より毎月一日を愛國日と定め全鮮限なく常會を開き國民儀禮、講話、申合事項、皇國臣民の誓詞齊誦、神社參拜、勤勞奉仕等を爲し、更に家庭に於ても禁酒、節煙、一菜主義其の他自肅自省、生活刷新の源泉たらしめて出征皇軍の勞苦を偲び、日本精神の昂揚を期し以て忠良なる皇國臣民たらしむるに努めて居る。

(二) 毎朝宮城遙拜の實施

忠誠報國の思想を涵養し殊に半島同胞の皇國臣民たるの信念を堅確にし急速に内鮮一體の具現を期せんが爲、毎朝一定時にラヂオの號報に依り全鮮一齊に宮城遙拜を爲しつゝある。

(三) 正午默禱の實施

出征皇軍の武運長久祈願並に護國の英靈に感謝の爲、愛國日其他廉あるときは勿論、毎日正午の號笛を合圖に半島全民衆其の在所に於て默禱を捧げつゝある。

(四) 勤勞報國

職域に於ける勤勞倍加の徹底は勿論、昭和十六年九月以降從來の成團作業に系統を與へ國民皆勞運動へ前進し、勤勞報國精神の昂揚と其の實踐とに依り臨戰體制の完成に邁進しつゝある。

(五) 國語の普及

普通教育を受け得ざりし青少年及成人をして一日も早く皇道の認識、國體觀念の徹底を期し皇國臣

民化を圖るべき最も効果的方策として、毎日ラヂオに依る國語の指導を爲す外、町洞里部落聯盟又は愛國班等に於て學校又は集會所等を利用し夜間講習會を開催して相當の成績を收めつゝある。

(六) 農山村生産報國

從來農山漁村に對しては農山漁村振興運動に依る勤勞増進、諸般の改良等増産及生活の刷新に付戸別指導を目標とし相當の成績を擧げつゝありしも昭和十五年十月以降、國民總力運動の一部門として部落單位の生産擴充に重點を置き、有畜農業の普及、自給肥料の増産、未墾地開發、全家勤勞等に依り食糧の増産確保、特用作物の増産等計畫生産の必行を期せしむると共に都邑に於ても之に協力せしむべく特に空閑地利用の徹底を期し豫想外の効果を收めつゝある。

(七) 殖産部門の積極的活動

殖産方面に於ても産業經濟新體制運動として公益優先、職域奉公の精神に違ひ積極的に聯盟運動の推進を圖ることとし、先づ商工業指導體系を全鮮的に組織し聯盟傘下に納むる一方其の特殊任務の遂行に遺憾なからしむる爲、聯盟の構成分子たる鑛山及水産聯盟を結成し指導體制を確立し以て其の機能を最高度に發揚することとした。

(八) 物資配給への協力

物資就中生活必需品の配給並に集荷等に付ては、食料品を主として必要に應じ之に協力しつゝあつたが、昭和十六年度以降愛國班の任務として常時之に協力せしめ以て隣保相助觀念に基く配給の圓滑

を圖ることとした。

(九) 家庭防空の強化

事變勃發と共に都邑を中心とする家庭防護組合を組織し國土防衛に寄與しつゝありしが總力運動の發足に伴ひ之を發展的に解消し總力聯盟愛國班の任務に包攝して更に訓練の強化一元化を圖り、防空訓練實施の本格化と共に之が徹底を期しつゝある。

以上の外實踐事項を有効適切に、機に應じて必行し、本運動最高目標の達成を期しつゝある。

實踐方策

一、實踐準備の徹底

- 1 實踐方法の剴切周到と重點把握
- 2 要目精神の普及徹底
- 3 周到なる實踐準備の完備

組織の整備確立

強力なる指導網の充實

指導者の率先垂範

指導者と被指導者との相互信頼

指導の懇切と簡明

機宜の措置による指導の徹底

相互提携と實踐の共勵

實踐工夫と創意の暢達

模範的實踐者の表彰

互助的注意と反省の實行

二、指導陣營の強化

三、實踐の徹底

欠

欠

二二 國家總動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來軍需資材の圓滑なる調達並に國民生活必需品の供給確保は、事變の目的達成上不可欠の必要事であり、之が爲めには平時經濟より所謂戰時經濟へと、國家經濟機構の編成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實することが肝要である。そこで從來官房文書課に於て取扱ひたる資源調査並に總動員計畫事務を分離して、同年九月新に官房資源課を設置し、人的或は物的資源の調査を行ひ、之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を立案並に遂行し、尙從來より自由主義的經濟の色彩強く、工業的發展の緒にある朝鮮では、之等の經濟的發展を善導し而も經濟機構を戰時體制に移行整備し、以て國防上の全能力を有効適切に發揮せしむる事最も緊要であるから、國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。然るに支那事變の長期化並に國際諸情勢の變轉に伴ひ、國家總動員計畫事務の全面的増大を必要とするに至つた。茲に於て昭和十四年十一月新に企畫部を設置し、從來資源課に於て掌理し來つた資源調査並に國家總動員計畫事務の外、殖産局臨時物資調整課に於て掌理し居つた物資の配給調整事務を加へ、以て物資動員計畫事務を中心として増大し來つた國家總動員計畫事務並に時局の進展と共に、相次いで發動せられた國家總動員法關係事務を擔當處理することゝなつた。

即ち第一課に於ては、(一)物資、勞務、交通、電力、資金其他の動員計畫の設定及遂行の綜合に關する事

項(二)生産力擴充計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(三)國家總動員法施行の綜合に關する事項、(四)資源調査に關する事項、(五)機密の保護に關する事項、(六)委員會に關する事項等を、第二課に於ては鐵類、非鐵金屬及非金屬礦物類並に機械類に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を、第三課に於ては(一)纖維、皮革、生ゴム、木材、(二)工業藥品、化學成品類、肥料、醫藥、(三)食料及輸入雜品に關する物資動員計畫の設定並に配給調整に關する事項を、而して第四課に於ては燃料に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を分擔處理するものである。

國土計畫 最近日・滿・支を通ずる國防・經濟・人口・文化・保安の見地より政治的・經濟的・文化的の諸般の計畫を土地との關聯に於て綜合的に合理的に構成し、國土の綜合的利用開發の計畫を樹立せんとする國土計畫が制定せられ、企畫院を中心とし内外地を通じて事務機構の整備並に之が調査研究を進むることになった。朝鮮に於ても之に順應し、内地・滿洲及支那と協調を保ちつゝ朝鮮の特殊條件を基本として、國土計畫の策定を爲すこととし、企畫部第一課に於て現存資料の統一整理、資料の蒐集實體的調査研究を進めて居る。

二三 物價調整

物價調整は凡ゆる經濟、産業政策に至大の影響があり、之が適正を期することは戰時財政經濟の圓滑なる運行、生産力の擴充及國民生活の安定に不可缺緊要事である。殊に朝鮮に於ては物價昂騰に依る國民生活の脅威及び生産力擴充の障害は、統治への影響上並に大陸兵站基地として負荷せられた特殊の立場上忽にすべからざる事である。従つて朝鮮に於ける物價調整事務は内地の方針に順應すると共に特殊な考慮が拂はれて居る。

一、暴利取締 朝鮮に於ける暴利取締は支那事變勃發の直前、鐵類の暴騰の状態に鑑み昭和十二年「暴利を目的とする賣買の取締に關する件」を發布し其の後事變發生と共に内地の改正に呼應し數次之が改正を行ひ來つたが、昭和十四年十二月價格等統制令の施行に關聯して全文を改正し、從來列舉品目のみに適用せしものを全部の物品に適用すること、又道知事が除外を認めた一部のものの外價格表記することとした。昭和十五年七月更に之を強化して、暴利を得るを目的とする物品の賣買の媒介を爲すことを禁じ、又價格表示の外に公定價格か協定價格かの別を明かにして一般消費者の認識を容易ならしめたのであるが其の後の狀態に鑑み昭和十六年八月改正を加へ官廳の指示若は正當の事由ある場合の外買占め、賣惜み、抱合せ又は負擔附販賣を禁ずると共に不當の報酬を得て爲すことを得ない賣買の媒介の對象を不動産に迄及ぼし、尙停止價格、公定價格の範圍内にも朝鮮總督の指定したるも

のに付ては暴利を得て販賣することを得ないこととし其の取締の完璧を期してゐる。

二、物價委員會 昭和十三年八月本府に物價委員會を設置して物價に關する重要事項を調整審議することとし、初め物資別の六専門委員會を置いて居たが物價調整の重要性に鑑み、昭和十五年之を五部會十八専門委員會に擴充強化し調査の慎重を期すると共に價格公定の促進を圖りつつある。

三、價格統制 本府は昭和十三年十月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）第二條の規定に基き朝鮮物品販賣價格取締規則を制定し、重要物品に付指定年月日に於ける價格に据置き又は物價委員會の審議を経て公定價格を指定し、生活必需品等一部物資の價格騰貴を抑制した。然るに物價昂騰の趨勢は止まる所なく、殊に歐洲戰亂の勃發は我が國物價の騰勢に拍車を加ふることとなつたので、昭和十四年十月勅令を以て公布せられた價格等統制令が同月二十七日朝鮮にも施行せらるるに及び同日附府令を以て同令施行規則を發布し之が運用に關する手續きを決定した。本令の引上禁止の對象となるものは物の價格の外運送賃、保險料、賃貸料及加工賃に及び、此等の價格等は行政官廳の許可に依る特殊の場合の外指定期日たる昭和十四年九月十八日の額を超ゆること得ざらしめ、又九月十八日の價格の凹凸を平準化する協定價格及指定期日の額が不當に高いものは之を引下げ得ることとした。

斯くて統制令に基き公定價格を全面的に設定することとなつたが土地、建物等不動産が本統制令の適用を除外せられ居る間隙に乘じ思惑の對象となり不當に昂騰して生産擴充を阻害し國民住宅の拂底

を招來する虞あるを以て昭和十五年十一月宅地建物等價格統制令が公布せられ同年十二月より施行するに至つたが更に昭和十六年九月價格等統制令の改正が行はれ従來價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料又は加工賃に限定せられた統制の對象を修繕料其の他の財産的給付に及ぼすこととなつた。之が爲修繕料、請負料、手数料、使用料、手間賃、宿泊料、入場料其の他凡ての財産的給付に付必要があれば統制を加ふることが出来ることとなつたのであるが其の方法は此等修繕料等の中一定期日の料額に停止するを適當且必要とするものは朝鮮總督の指定した期日に停止し一定期日に停止せぬもの又は停止しないものに付ても業者の組合等より協定額の申請あるときは認可を受けられる。尙從來の公定の方法も併用して適正額を維持し國民生活の安定を期することとした。

又從來の九・一八停止價格も昭和十六年十月十九日迄有效であつたのを此の改正に依り仍ほ當分の間效力を有することとなつた。

四、奢侈品製造販賣制限 昭和十五年七月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）の規定に基き奢侈品等製造販賣制限規則を發布した。本令は戰爭目的達成上並に國民生活上必要な資材、勞力、動力等が奢侈贅澤品等の製造販賣に充當ざるを抑制して軍需品及國民生活必需品の生産供給を確保すると共に奢侈贅澤品に向けられた購買力を抑止し公債の消化、貯蓄の増強に振向けんとするもので、即ち本令に基き總督の指定した物品及他の法令に依り使用制限された白金・銅・鋼・鉄・鐵皮革及ゴム等の製造又は販賣を禁止すると共に、總督の指定した物品若くは其の中古品の價格に限界

を設け、之を超ゆるものの販賣を禁止し又は規格品外の販賣を禁ずるものである。然し之を直に強行するときは業者に著しい打撃を與へ、物資需給の圓滑を缺く虞があるので、市場在庫品に付ては特免の方法を考慮したが、將來は質實簡素な國民生活を確立する爲禁制品の範圍は漸次擴大されるものと豫想される。

五、物價調整機構の擴充 以上の如く物價調整の事務は時局下經濟對策の中心を爲すに至つたので、物價委員會の設置及擴充と共に、昭和十三年度殖産局商工課に専任職員を配置し之に當らしめたが、價格等統制令の施行に伴ひ昭和十四年度第二豫備金支出に依り本府及道を通じ増員を行ひ、昭和十五年二月官制改正公布と共に殖産局に物價調整課を特設し、又京畿・慶南北及平安南道の各道にも物價及物資調整の爲一課を新設して所要の人員を配置し、昭和十五年度に若干の増員を行ひ本事務を専行せしめて居る。

二四 情報宣傳

一、概 要

本府は從來文書課に於て施政方針並其の實績の周知宣傳と、一般朝鮮事情の調査及紹介に關する事項を處理して來たが、今次事變の勃發以來時局に關し内閣、陸海軍省及拓務省等との連絡・總督府内各局部課との連絡調整並に鮮内各廳、軍部内地及各外地官廳との連絡、協調、情報の連絡蒐集整理、啓發宣傳の實施、新聞通信、ラヂオ其他報道に關する業務等、諸般の事務が激増したので、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を又各道に各道情報委員會を急設し、情報、啓發宣傳、國民精神總動員諸對策並此等業務の連絡協調及調査審議に當ることとした。而して中央情報委員會は特に重要問題の場合の外は幹事會を毎週二回（最近は一回）開催して、情報啓發宣傳に關する當面の事項を處理し、尙各道情報委員會との密接なる連絡を保ち、文書課内に情報、宣傳事務に當る情報係、新聞通信に、施政關係ニュースを供給する報道係を特置し、官報附録「通報」（月二回）雜誌「朝鮮」の發行映畫、ポスター、紙芝居、放送、講演、展覽會等に依る啓發宣傳並毎日新報社發行に係る毎新寫眞旬報を鑑修刊行し全鮮警察署に警察座談會資料として無償配付を繼續して居る。尙時局以來朝鮮の大陸前進兵站基地としての重責加重せらるゝに伴ひ之が實情を内地各層に認識せしめて其の協力を求めることは帝國の大東亞共榮圈確立上緊切なるに鑑み、又施政三十年の成果を道義的示範として滿洲、支

那及諸外國に知悉せしめることは帝國の大陸政策の眞意を諒解せしめる所以なので、此の方面の紹介宣傳にも力を注いで居る。

尙昭和十六年度に於て愈々緊迫化したる時局に即應し、情報宣傳事務の全面的強化擴充を圖る爲この文書課内の情報、映畫、報道の三係を擴充強化し新に總督官房に情報課新設の豫算が成立したので目下官制改正並之に伴ふ諸般の準備を進めつゝある。

二、朝鮮に於ける情報宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は施政方針並に其の實績を内外に周知せしむる情報宣傳と鮮内民衆の啓發指導と皇國臣民化を目的とする啓發宣傳とに分れ、その對象たる民衆は内地人と朝鮮人と更に華僑を主とする外國人の別あり、勿論大部分は二千四百萬の朝鮮人であるが、この朝鮮人中には比較的程度高き一部と民度尙低き大衆があるので各種宣傳事項は常に細心の注意を拂ひ其の内容は相手方を考へ時と場合に依つて夫々異にしなければ有効適切な實績を期待し得ない。

三、情報宣傳の方法

(イ) 情報の受發 内閣情報、臺灣及總督府派遣員(内地、滿洲、支那)其他各方面より齎らされたる情報を接受すると共に之を關係方面へ報告し連絡調整を圖りつゝある。また情報委員會幹事會に於ては情報宣傳に關する當面の事務を處理するの外、陸、海軍武官より戰況を戰地歸來者より現況を其他參考講演を聽取するの外時局關係印刷物の配付、事變ニュース其他時局映畫の試寫紙芝

居の試演等に依り時局認識の適正並所管事務處理の參考に資しつゝある。

(ロ) 對内關係 幹事會に於て協議研究せられたる事項は各主務局課に於て協議研究の結果、必要な措置を講じて居る。

(ハ) 對外關係

△新聞通信者方面 輿論の指導統一を期するため以前から新聞通信社の幹部との懇談の機會を多くし、密接なる連絡を計つて來たが、近時更に其の必要性を痛感せらるゝに到つたので昭和十五年八月より毎月二回本委員會幹事數名と各新聞社編輯局長との間に定例懇談會を開催し以て輿論指導の完璧を期して居る。

△各種團體銀行會社、官公署方面 銀行會社、商工會議所、文化機關等の各方面に互り隨時代表者を集めて週間行事並啓發宣傳等に關し、協力方を要望し時局認識の徹底及勸奨事項の實踐に努め以て國家總動員、内鮮一體の實績を擧げつゝある。

△軍部方面 朝鮮軍司令部及京城師團司令部等の關係官とは必要の都度親しく協議打合を行ひつゝあるが、更に昭和十三年十一月軍司令部報道委員會設置せられ、其の中には總督府情報幹事數名も之が構成員として加入せるを以て一層連絡の便を得、同年十二月以降毎月第一水曜日及最近は亦毎土曜日に定例懇談會を開催し之が圓滿なる協調連絡を遂げつゝある。

△内閣情報局との連絡 情報宣傳に關しては常に内閣情報局と密接なる連絡を取つて居り、昭和十

三年十二月内閣情報官一行來鮮懇談會を開催したが、更に昭和十六年一月十三日附文書課長（情報委員會幹事長）は内閣情報官に兼任せられたるに依り一層連絡協調の便宜を得るに至つた。

尙七月十六日情報局主催の博多に於ける時局懇談會にも文書課長出席した外本年十月より隔月第三月曜日東京又は博多に於て内地及外地の各關係官出席の下に情報宣傳内外地連絡懇談會を開催し以て情報局と外地との連絡連繫を保つこととなつた。

△其他 各幹事は機會ある毎に講演、ラヂオ放送等に依り一般民衆の時局認識の徹底に努めつゝある。其の他映畫紙芝居の製作、宣傳パンフレット、ビラの配付等其の活動極めて多岐に亘りつゝある。

二五 朝鮮史編修

朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録・古文書其他史料の保存方法不充なる爲逐年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、更に同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。

爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集並に整理が略完了したので、昭和六年度より、その印刷に着手し、昭和十三年三月を以て全三十五卷二萬四千頁、挿入圖版三百九十五葉、同十四年三月を以て朝鮮史總目錄、同十五年三月を以て、朝鮮史總索引を編纂刊行し以て朝鮮史を完了した。尙この朝鮮史の編修刊行に伴つて蒐集せる重要資料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫眞版或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種と朝鮮史料集眞三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歲月と九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採集せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其外古文書、畫像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及び、朝鮮史は既に編纂刊行完了せしも、未だ編纂せざる李太王三十一年甲午七月以後より朝鮮併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲蒐集して置く必要があるので昭和十四年度に於て之を行ふ計畫を樹て昭和十五年度より史料蒐集に着手せしも史料多數の爲寫眞撮影に着手し既に寫

眞撮影總枚數一萬八千六百餘枚に達し其外史料を蒐集複製しつゝあり昭和十八年度を以て編纂刊行の豫定である。

二六 軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として京城に朝鮮軍司令部を置く。朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率する。

京城・平壤・大邱・光州・咸興及羅南に各兵事部があり其の兵事區は左の如くである。

- 京城兵事區 京畿道・江原道・忠清北道
- 平壤兵事區 平安南北道・黃海道
- 大邱兵事區 慶尙南北道
- 光州兵事區 忠清南道・全羅南北道
- 咸興兵事區 咸鏡南道
- 羅南兵事區 咸鏡北道

鎮海・元山・羅津には要塞司令部が置かれ、要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸し、該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定められて居る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵

は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を受ける。而して憲兵隊管區は左の如くである。

- 京城憲兵隊區 京畿道・江原道
- 大邱憲兵隊區 忠清南道・全羅南道・慶尙南道
- 平壤憲兵隊區 平安南道
- 咸興憲兵隊區 咸鏡南道
- 羅南憲兵隊區 咸鏡北道

海軍

鎮海要港部

朝鮮に於ける海軍最高統率機關である。

一、沿革 明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第五海軍區とし慶尙南道鎮海を軍港と稱し同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移したが、大正五年四月一日鎮海軍港に要港部を置き鎮海要港部と稱した。同十二年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第三海軍區に編入して鎮海軍港を鎮海要港と改稱し、更に昭和十二年四月一日海軍區令改正により朝鮮の沿岸海面及陸上は第三海軍區に編入せられた。

二、任務 所管警備區の防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。

要港部司令官は海軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承け軍政を掌ると共に作戰計畫に關しては、軍令部總長の指示を承ける。

三、要港部の組織 要港部には司令部あり幕僚を置き司令官を佐く。

四、所屬官衙部隊

- 鎮海海軍港務部
- 鎮海海軍工作部
- 鎮海海軍經理部
- 鎮海海軍病院
- 鎮海海軍建築部

及諸部隊船舶が附屬せしめられて居る。

此外に京城在勤海軍武官府及第五海軍燃料廠が同じく要港部の隸下に屬する。

京城在勤海軍武官府は昭和十三年四月京城に置かれた京城在勤海軍武官の服務する所で該武官は朝鮮一圓の警備及出師準備の連絡、資源調査物資の取得の斡旋、軍事普及獻納金品取扱等の事務を掌る。同武官は朝鮮總督府御用掛を囑託せらるるを例とす。第五海軍燃料廠は大正十一年四月一日平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤礦業所の施設一切を海軍省に移管したる際其事業を繼承し海軍燃

料廠平壤鑛業所と稱したが昭和十一年四月五日海軍燃料廠令改正に伴ひ海軍燃料廠鑛業所と改正せられ、次いで昭和十六年四月二十一日燃料廠令の再改正によつて第五海軍燃料廠となり吳鎮守府司令長官の隷下から鎮海要港部司令官の隷下に移つたものである。

本燃料廠は海軍用煉炭の製造並に朝鮮に於ける石炭の生産に關する事を掌る。

二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土・布哇・玖馬等が多數を占めてゐる。而して之等在外朝鮮人の多くは、朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現状を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、内鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發して之が徹底を期して居る。

又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間にも殆んど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勧誘すると共に、來鮮者に對しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、廣く全世界に對し、内鮮一體の事實を周知徹底せしめ、朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく銳意これに努めて居る。

在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがあり、従つて渡滿者も少くない。

在外朝鮮人に對する保護施設

かつたが、明治初年頃から進出の勢を増し、貧困農民及勞働者の渡滿する者日に多きを加へるに到つた。併し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等は、此等朝鮮人移住民に對して苛斂誅求の横暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯へつゝも、尙幾多の犠牲を拂ひ惡戰苦闘を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變勃發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩帝國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂調し、大陸に進出する者日に増加し毎年五萬を算へるに至つた。滿洲在住朝鮮人の戸口總數は、其の移動性の激しいのと奥地調査の至難なるとに依り正確を期することは出来ないが、昭和十四年末滿洲國治安部の調査に依れば二十一萬四千餘戸、百十六萬二千餘人であるが、更にこれ以外の調査漏をも推定加算すれば、在滿朝鮮人の實數は百三十萬人以上に達すると想像される。而してこの百三十萬を突破せる在滿朝鮮人の約八割は農業に従事して居る者であり、而も其の過半は間島省及舊東邊道に營農してゐるものであるが、彼等は日夜孜孜として曠野を拓き今や數十萬町歩の未墾地を開墾するに至り、滿洲國の寶庫充實に貢獻しつゝある狀況である。

在滿者に對する施設

滿洲事變前に於ける施設 從來の渡滿朝鮮人の多くは、徒手空拳何等の資本を有しない爲、滿人地主への小作料に或は高利債務の支拂に、又甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り、農耕資金は勿論日々の生活

にも追はるゝ有様であつた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して、教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般施設の充實に努めて來たのであつた。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其他市街地に避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲、新京其他各避難地中重要箇所臨時に多數の職員を配置し、軍部・大使館及領事館等と協力して避難民の救済に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は、漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劃期的な現象は又一面、鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へ、新に多くの渡滿者を誘致することゝなつた。爰に於て本府は、此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處理として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口（榮興に改む）及河東、昭和九年度に綏化（興亞に改む）の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き、土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農

創定に入ることとなつた。此等の安全農村には、何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、現在各農村とも順調な發展途上にある。

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては、兵匪・共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。本府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、同社をして尙五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、現在其の貸出額は百三十萬圓にして創定面積約一萬四千町歩、戸數三千戸を自作農として創定した。

右集團部落並に安全農村の施設は、昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權の撤廢と同時に、舉げて本府より滿洲國に移讓し、滿洲國は本部の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植

本府は朝鮮人の滿洲既住者が既に百三十萬を突破し、尙鮮内よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、之が統制及安定を圖り、之に依つて滿洲國の統治並に産業開發に貢獻し、同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更には内地に於ける朝鮮人労働問題の解決に寄與するの極めて重要なを認め朝鮮人の滿洲開拓民事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむると共に、又滿洲國に於ては康德三年勅令を發布し同年九月鮮滿拓殖股份有限公司（康德五年七月滿鮮拓殖株式會社と改稱す）を設置し兩者は一體不可分の關係の下に開拓民事業に當つて來たのであるが、その後支那事變の勃發あり四圍の情勢は開拓民事業の重要性を加へ、遂に昭和十四年十二月滿洲開拓政策基本要綱を時を同じくして日滿兩國政府に於て決定し茲に於て朝鮮人開拓民も内地人開拓民に準じて取扱はることとなり昭和十五年より之が方針に基いて實施することとなり同時に従來朝鮮人開拓民の助成機關たる滿鮮拓殖會社を内地人開拓民の助成機關たる滿洲拓殖會社に統合（昭和十六年六月一日）し内鮮開拓民事業を一元的に取扱ふこととなつた。而して開拓民（入植形態を集團、集合

及分散に分つ)特に集團、集合開拓民の重要使命に鑑み個人施設に要する經費は本府單獨の下に補助すると共に開拓地に於ける共同施設に要する諸經費は鮮滿折半負擔し積極的助成策を講じつゝある。本府斡旋に依り昭和十五年度末迄新規に入植せしめた集團、集合開拓民は左表の通であるが開拓民の一戸當耕地は水田の場合は二町五反内外、畑の場合は南滿は五町内外北滿は十町歩内外にして食糧費、家屋、農具其他營農費は滿拓に於て之を貸付し土地の熟田化を俟つて年賦償還方法に依り土地建物、耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。

尙附記すべきは開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既住開拓朝鮮農民の游動防遏並に安定定着の必要上昭和十三年より本府と滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には本府發給の移住證を必ず携行せしめ漫然渡滿者の防止を圖つてゐる。

集團開拓民省別入植調 (昭和十五年末現在)

省名	年次	昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
龍江									五一
錦州									一、三三三
北安									一、三三三
計									二、九七九
間島									三、四一八
奉天									三、四一八
通化									四〇八
吉林									九七四
牡丹江									一、二五九
計									九二一
計									三、五三二

集合開拓民省別入植調 (昭和十五年末現在)

省名	年次	昭和十四年	昭和十五年	計
龍江				五〇
錦州				一、六一
北安				一、六一
計				二、六八六
間島				二、七四
吉林				八二四
奉天				一三七
通化				一四〇
錦州				五〇
牡丹江				一六一
計				四六四
計				一、七七一
計				二、六五三

在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けると同様自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて

在外朝鮮人に對する保護施設

述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の韓國併合後之に不満を唱ふる「不平分子」にして、支那特に北支方面に渡る者多く、同時に一般的な渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騷擾事件であつた。けれ共朝鮮人移住者の特に増加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には、其の概數三萬と稱せられてゐた。かくて事變發生當時は、戦火の洗禮を受けた爲各地方共相當の減少を見たけれども、事變の進展につれ、皇軍は支那奥地に進出し、且其の後方地帯は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は昭和十四年以降月平均三千人を越え、昭和十六年五月一日現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て七萬二千十一人、中支に一萬一千九百九十二人、南支に七百四十三人、計八萬四千七百六人であり、之に調査漏の者を合すれば約十萬と推せられるに至つた。

今次事變前までの、之等在留者の大部分は、少數の「不平分子」と比較的多數の所謂「不正業者」(禁制品密賣者)であつたと言はれるが、然し善良な半島同胞も決して尠かつた譯ではなく、今次事變には在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。即ち日本天津義勇隊特別班は全部半島人で組織されてゐるが、其の班員は數次の變動にも不拘常に百餘名あり、一致團結して數々の決死的獻身作業を事變勃發と殆ど同時に開始し、名譽の戦死傷者をも出し益々現地軍警と協力し、他の地方に就職しても夫々好評を博してゐる。青島並に張家口に於ても同様の團體が結成されて將來の活動が期待され、又上

海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、濟南居留民會の結成、昭和十五年三月末の包頭事件當時の在留朝鮮人の彈雨下の奉仕作業等、組織方面に於ても見るべきもの續出の傾向にあり、各地に於ける獻金、勞力奉仕等も亦少くない。特に新しい事象は、古來閩房より出ずることのなかつた婦人迄が、内地人婦人と共に第一線後方にふさわしい活動を始めたことである。又事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資産と識見を有する堅實な半島人の新に渡航する者も増加して來たが、在留半島人の斯る愛國的事象と相俟つて、東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力となるであらう。

在支者に對する施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同様之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奥地在住者にして北京・天津等の安全地帯に避難し來つた者が少くなかつた。そこで本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍と連絡して應急救護事務に當らしめ、かくて皇軍は破竹の進撃を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激増し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩廳間の分擔事項を定めたのである。即ち

本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・教育・衛生・産業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に、就職斡旋、事變後急激に増加した新規移住者の指導誘掖等、諸般の恒久的保護撫育事務に當ることとなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を増派して之等の事務に當らしめた。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人と内地人とは民度風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にすることは兩者共に却つて不便を感ずる點があるのと、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮内民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこと大なるものがあり、其の取扱上の規準は之を鮮内と同一程度たらしむることを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識経験を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟せる技能と経験を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ)職員の配置狀況 本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。尙昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、昭和十五年に、中支在支朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を増派すると共に、太原・石家莊(石門)には新に派遣員を置き昭和十六年中には大同、南京漢口にも派遣員を置くこととなつた。

(ロ)教育施設 在支朝鮮人兒童は殆ど日本内地人兒童と完全な共學の恩恵に浴してゐる。そしてその就學率は殆ど百パーセントに近く、之が經費も相當多額に上り、爲に内地人側の教育費負擔は加重したけれども、之に對し内地人から何等不平の聲もなかつたことは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し本府としても之等の事情に鑑み、北京を初め多數朝鮮人兒童の在學する日本小學校に對し、之が經費の一部を昭和十三年度以降補助し來り、この補助金額は十三年度に於て三萬六千圓、十四年度に於て六萬五千圓、昭和十五年度は十三萬八千餘圓に上つてゐる。尙在支朝鮮人小學校兒童數は事變前僅に七百餘人にすぎなかつたが昭和十五年四月末日現在では三千五百餘名となり、中等學校青年學校等の生徒も夫々相當急増してゐる。従つて今後に於ける在留朝鮮人の生活向上と新規渡航者の激増等と相俟つて在學者數は愈々急激な増加を見るものと想はれる。然るに内鮮共學に對する最大の障害は國語の不自由に基因するので、本府は昭和十四年十月中外務省との間に協定を結び、國語の豫習を目的とする幼稚園(初等教育準備學校)教育は本府が之を擔當することとなつたが、現在幼稚園の數中支を合し二十五ヶ所四三學級に達し昭和十六年本府の補助金は二五四、〇〇〇圓に上つて居る。尙新に開設するものに對しても適宜の處置を講ずる筈である。

(ハ)衛生施設 昭和十三年天津・北京・張家口の各民會に囑託醫を設置して在支朝鮮人の救療に従事させ、所要經費は本府に於て全額補助することとし、更に本府警務局衛生試驗場の調劑になる日常必要藥劑即ち胃腸藥・風邪藥其の他を合して十四種の藥品を配付してゐるが、昭和十四年度に濟南、十五年度に上海にも實施し十六年度更に太原に實施の豫定である。

(ニ)金融施設 北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を排除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於て兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とし、天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業金融組合は同月十七日附で夫々設置の許可があり業務を開始したが、本府は昭和十三年に於て北京・天津、昭和十五年に青島の金融組合に對し、夫々基本金五千圓宛經費二千二十圓宛を補助してその維持助成を計つた。

(ホ)北支安全農村設置 本府は支那事變に依る避難朝鮮人の救済及不正業者を歸農正業に就かしむる目的の下に外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ河北省寧河縣蘆臺附近に安全農村を建設し其の恒久的安定を圖らんとする計畫を樹て土地買収に着手せる處捨て、顧みざる荒蕪なるに不拘土着支那人の土地に對する愛着心より相當の紛争を惹起したるも軍及外務省等の援助に依り三、五〇〇町歩の買収成立し東拓をして其の經營に當らせることとした。爾來同社は本府及外務省よりの補助を受け昭和十三年十二月工事に着手し昭和十五年六月概ね建設工事を完了したるが之が所要額は二、五二二、〇〇〇圓にして本府はこの内五四七、四〇〇圓の補助をなし本農村建設の助成を計れり。

現在農村の收容戸數は約一〇〇〇戸、五〇〇〇名に及んでゐるが本農村の運営は所轄領事館の監督及本府指導の下に協同組合之に當り組合は農村の一般事務、農事の指導をなすと共に協同組合内に金融機

關を設置し農民に對し營農資金の調達に當らしむることとしたが、之が融資額は一、六一九、〇〇〇圓の多額に上り本府は之に對し昭和十五年度五萬三千圓、昭和十六年度五萬三千圓の補助をなし農民の負擔の軽減を計れり。又教育施設としては組合に於て蘆臺農村國民學校を經營し六六七名の兒童を收容し之が教育に當らしめてゐるが之に對しても本府は年々多額の補助をなし教育に萬全を期してゐる。其の他衛生施設としては病院を建設し本府は之に囑託醫を配置し農民の救済に従事せしむる等夫々適切なる施設を講じつゝあるが他方農村の警備に付ても自衛團を組織せしめ領事館警察署の指揮の下に警備の萬全を期してゐる。斯くの如く農村の諸般の設備日々完備し本農民を定着し感謝の念を持って生業に邁進しつゝある現況にして本年度の耕作面積は一、八五六町歩に及び四一、三六〇石の收穫を豫想せられ治安の維持と相俟つて今や全く美田と化し附近支那人よりも模範農村として敬仰され日華親善の實を擧げつゝあり。

(ハ)輔導施設 天津華街三不管に居住する朝鮮人窮民は、事變前後の調査によれば百九戸三百八十八名であるが、其の生活の安定を圖ると共に正業に轉向せしむるがため、本府は昭和十三年十二月天津朝鮮人民會に補助金を下付し、製繩機二十臺、軍手編機械二十二臺並に其の附屬品を購入させ、其の製作工場で雇傭すべき職工は必ず天津朝鮮人民會で選定した前述の窮民を使用すると言ふ條件の下に、斯業に經驗を有し信用確實な當業者に委託經營を行はしめてゐるが、土地柄恰好の授産事業なる爲所期の成績を收めてゐる。尙昭和十四年度に於ては、北京・天津の二箇所職業輔導所を設け、之に對

して總額三萬六百圓の補助を與へ、靴下製造法、洗濯法を教授して適當な技術を授けると共に、別に製圖工も養成する事とし、現在は實施中である。昭和十六年度には青島に前記同様の施政をなす豫定である。

(ト)機關紙の發行 北支・中支に在住する朝鮮人中には不穩な思想を持つてゐる者など殆ど無いが、郷土を去つて幾年月を経た同胞も相當あり、朝鮮に對する認識も薄く且つ生活力微弱なる關係上、思想的にも健全なりとは言ひ得ぬ點があるので、郷土半島に對する認識を深め、皇國臣民としての本質に徹せしむる爲、機關紙として「在華鷄林同胞」を發行して無料配付してゐる。

參考統計表

目次

16	小學校	八
15	地方財政	七
14	直接税平均負擔額	六
13	收入濟額税目別	六
12	國稅收納額	六
11	朝鮮簡易生命保險特別會計	六
10	朝鮮鐵道用品資金特別會計	五
9	朝鮮總督府特別會計歲入歲出	五
8	行政區劃	四
7	朝鮮人の内地渡航及歸還者	三
6	朝鮮人の出生及死亡	三
5	内地人の出生及死亡	二
4	人口密度	二
3	戶數及人口	一
2	面積(内地との比較)	一
1	面積(帝國全土)	一
17	書堂	八
18	國語を解する朝鮮人	九
19	神社神祠	九
20	朝鮮神宮參拜者	九
21	布教所布教者及信徒	一〇
22	醫療機關	一〇
23	傳染病患者及死亡者	二
24	專賣收入及支出	二
25	葉煙草輸移出入	三
26	鹽	三
27	人參輸移出入	三
28	國有鐵道收入及支出	三
29	鐵道投資額	三
30	鐵道營業料程	三
31	道路延長	三
32	朝鮮總督府命令航路	四

附 錄
參 考 統 計 表

53	豚	三
52	牛	三
51	家畜產高	三
50	大豆、粟、棉、甘藷、馬鈴薯	三
49	麥	三〇
48	米	九
47	農產價額種類別	九
46	農產價額	八
45	自作小作別農業者戶數	八
44	農業者戶數	八
43	自作小作別耕地面積	八
42	耕地面積	七
41	銀行金利	七
40	朝鮮銀行券發行高	七
39	手形交換高	六
38	銀行貸出金現在高	六
37	銀行預金現在高	五
36	金融機關	五
35	朝鮮簡易生命保險契約現在高	五
34	郵便貯金現在高	四
33	放送局及聽取者	四
74	朝鮮人の開拓民	三
73	貿易額	三
72	保險	三
71	會社	三〇
70	工業價額業種別	三〇
69	工場、從業者及生產額	九
68	工業價額	九
67	鑛產價額	九
66	鑛業稼行鑛區	八
65	鑛業許可鑛區	八
64	水產製造高	七
63	水產價額比較(帝國全土)	七
62	水產價額	六
61	林產價額種類別	六
60	林產價額	五
59	造林	五
58	林野蓄積	五
57	林野面積	四
56	肥料消費高	三
55	雞	三
54	羊	三

4 人口密度 昭和十年十月一日現在(國勢調査)

朝鮮 内地 臺灣 樺太 南洋群島 關東州

一方新に付人口

5 内地人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	五,三〇八	三〇・九四	三,三六一	一九・〇一	二,〇四七	一一・九三
昭和四年	一〇,八五五	三三・三三	八,三三七	二七・〇三	二,五三六	五・二九
同五年	一一,四三三	三三・七八	七,六八一	一五・三〇	三,七五二	七・四八
同六年	一一,八三五	三三・九八	八,四〇六	一六・三三	三,四一九	六・六五
同七年	一三,七五三	三六・二七	八,七三二	一六・六八	五,〇二〇	九・五九
同八年	一三,〇九一	三四・一〇	八,五九八	一五・三九	四,七三三	八・七一
同九年	一三,四九八	三四・〇四	八,四四八	一五・〇五	五,〇五〇	八・九八
同十年	一四,一五九	三四・三三	八,八八四	一五・三三	五,二七五	九・〇〇
同十一年	一四,五六四	三三・九三	九,四七三	一五・五六	五,〇九一	八・三六
同十二年	一四,九四六	三三・七四	九,五五五	一五・一三	五,四三二	八・六一
同十三年	一六,五二五	三六・〇八	九,三六〇	一四・六三	七,二五五	一・四六

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(内地人)千人に對する比率を示す。

6 朝鮮人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	一七五,三二一	一三・三三	一〇七,三〇八	八・二七	六七,九一三	五・一八
昭和四年	七九,一三三	三・六六	四五三,八五三	三四・一一	二六六,二八二	一四・二七
同五年	七〇,六〇三	三・六四	三七三,七三三	一八・九八	二八六,八八〇	一六・六六
同六年	七五,九〇六	三・八一	四〇一,五八八	二〇・七七	三〇四,一五八	一五・四四
同七年	六〇四,二七五	三〇・一六	四四八,五三三	三三・三六	一五五,七三三	七・七八
同八年	五九〇,〇三三	二九・〇〇	三九三,六六八	一九・四三	一九七,三六五	九・七七
同九年	六一五,五九九	三〇・〇二	三九八,四八二	一九・四三	二一七,〇九七	一〇・五六
同十年	六三五,九七九	三〇・四六	四二一,四四四	一九・八三	二〇四,五三五	九・六三
同十一年	六二五,一八一	二八・九八	四三四,〇六三	一九・八四	一九一,三二八	八・九三
同十二年	六八八,〇三三	二八・九七	四二六,七三三	一七・八四	二四一,四七二	一〇・二二
同十三年	七九三,九七五	三六・三三	三九四,一七九	一七・五〇	四〇八,七九六	一八・六三

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(朝鮮人)千人に對する比率を示す。

7 朝鮮人の内地渡航及歸還者

昭和六年

渡航者 一〇二,一六四

歸還者 八三,六五一

差引渡航者増(△減) 一八,五一一

三

昭和七年 一三三、六一五
 昭和八年 一五三、二九九
 昭和九年 一五九、一七六
 昭和十年 一〇八、六五九
 昭和十一年 一一三、七一四
 昭和十二年 一二一、八八二
 昭和十三年 一六四、九二三
 昭和十四年 二八四、七二六
 昭和十五年 三三四、一六八

8 行政區劃 昭和十六年十一月一日現在

道	府	市	郡	島	邑	町	面	(村)
總數(一三)	二	二	二	二	一	一	二	二
京畿道	三	一	一	一	一	一	一	一
忠清北道	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清南道	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅北道	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅南道	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙北道	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙南道	一	一	一	一	一	一	一	一

黃海道 一七
 平安南道 一四
 平安北道 一九
 江原道 二一
 咸鏡南道 一六
 咸鏡北道 一一

9 朝鮮總督府特別會計歲入歲出 (決算)

歲入	歲出
總額	總額
經常部	經常部
臨時部	臨時部
合計	合計

明治四十四年度 五三、二八四、四六四
 昭和十四年度 八〇〇、六九五、八八三

10 朝鮮鐵道用品資金特別會計 (決算)

歲入	歲出
總額	總額
經常部	經常部
臨時部	臨時部
合計	合計

明治四十四年度 三、八六〇、〇一九
 昭和十四年度 七五、六六、四三〇

總額	歲入	歲出
總額	總額	總額
用品及工作費	用品及工作費	用品及工作費
俸給及諸給	俸給及諸給	俸給及諸給
合計	合計	合計

11 朝鮮簡易生命保險特別會計 (決算)

昭 和 四 十 四 年 度	入			出		
	總額	保 險 料	運 用 收 入	總額	俸 給	事 業 費 其 他
同	七三、四四七	六四、四四四	一、五〇九	二四、六三二	三、三〇七	二一、三二四
同	二七、〇六四	二四、七〇七	二、三四五	一一、〇七〇	八、六九五	二、四〇〇
同	二七、〇六四	二四、七〇七	二、三四五	一一、〇七〇	八、六九五	二、四〇〇

12 國稅收納額

昭 和 十 四 年 度	昭 和 十 四 年 度		缺 損 額	翌 年 度 へ 繰 越 額	收 入 步 合
	調 定 濟 額	收 入 濟 額			
昭 和 十 四 年 度	一五、〇〇〇、七七一	一五、〇〇〇、三〇三	七九、八四四	一九〇、六四四	九、九六
明 治 四 十 四 年 度	一一、五九三、六五五	一一、四四〇、九六六	一〇三、三六一	四九、〇〇七	九、〇〇

13 收入濟額稅目別

昭 和 十 四 年 度	總 額	所 得 稅	地 稅	營 業 稅	酒 稅	關 稅	其 他
昭 和 十 四 年 度	一五、〇〇〇、七七一	三、五九三、四四〇	九、九五〇、一〇九	三、九二二、一五五	二八、〇五九、四六六	一七、三三二、四六六	五、四七七、六六六

14 直接稅平均負擔額 (昭和十四年) (單位圓)

備 考 教 育 費 負 擔 は 左 の 區 分 に 依 る。	平 均		內 地 人		朝 鮮 人		外 國 人	
	府 國 總	道 國 總	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當
府稅(一般經濟)	八・六	一・七	三三・〇七	五・三三	六・三四	一・二六	二七・九三	五・一五
府稅(一般經濟)	二・四	二・七	五五・〇九	八・二二	四・八一	〇・九七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	七・七	一・五	一九・八一	四・五	四・八一	〇・九七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	一八・三	三・四	七五・二九	四・七	一五・〇三	二・七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	六・三	一・八	一八・二四	四・七	四・八一	〇・九七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	四・八	〇・九	一六・二八	七・二	四・八一	〇・九七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	四・三	〇・八	一六・二八	七・二	四・八一	〇・九七	二九・〇九	七・〇五
府稅(一般經濟)	二・八	〇・五	一四・四〇	三・八	二・五八	〇・四八	一・七三	一・七三

15 地方財政 (豫算) 昭和十五年度

道	地方團體	團體數	豫算總額	
			一六七、〇八七、七五二	一、八五二、九〇四
內 地 人	府第一部特別經濟府稅	一	一六七、〇八七、七五二	一、八五二、九〇四
朝 鮮 人	府第二部特別經濟府稅	一	一六七、〇八七、七五二	一、八五二、九〇四
	學校組合費	一	一六七、〇八七、七五二	一、八五二、九〇四
	學校費賦課金	一	一六七、〇八七、七五二	一、八五二、九〇四

府	總額		學費	面積	校組
	第一特別經濟	第二特別經濟			
總	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
第一特別經濟	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
第二特別經濟	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
學費	二,三三六	二,二〇〇	二,二〇〇	二,二〇〇	二,二〇〇
面積	四〇,七六二	四〇,七六二	四〇,七六二	四〇,七六二	四〇,七六二
校組	四,六一九	四,六一九	四,六一九	四,六一九	四,六一九

16 小學校

明治四十五年五月末現在

學校數	職員數	生徒數		總數
		內地人	朝鮮人	
官立小學校	二	四〇八	四〇八	八一六
公立小學校	五〇八	一,九八一	一,九八一	三,九一六
私立小學校	二五	九,二〇三	九,二〇三	一八,四一六

17 書堂

明治四十四年度を百とせる指數

書堂數	職員數	生徒數		總數
		內地人	朝鮮人	
書堂	一六,五四〇	一六,七七一	一六,七七一	三三,五一一
職員	一四,一六四	一四,一六四	一四,一六四	二八,三二八
生徒	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇
總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇

年度	總數	稍解し得るもの	普通會話に差支なきもの	朝鮮人總人口千人に付
大正五年度末	二五,四六六	二五,八三三	一五四	一八三
同十年度末	二四,一九三	二九八,〇六七	一四六	二〇〇
昭和元年度末	一六,〇八九	一九六,八八元	九七	一九九
同六年度末	九,二〇八	九,五九四	五七	一〇四
同十一年度末	五,四四四	六,五四三	五九	一〇〇
同十五年度末	四,〇五五	四,七五五	二八	二二

18 國語を解する朝鮮人

年度	總數	稍解し得るもの	普通會話に差支なきもの	朝鮮人總人口千人に付
昭和十四年末	一,四四〇,六三三	九〇〇,一五七	五四〇,四六六	七六・六九
同十五年末	三,五七三,三三六	一,七〇〇,五九九	一,八四三,五八〇	一五・七〇

19 神社、神祠

種類	總數	官幣大社	國幣小社	その他の神社	神祠
神社	三	二	六	五四	七七一

20 朝鮮神宮參拜者

年度	總數	内地人	朝鮮人	滿支人	歐米人	一日平均
昭和六年	四〇三,五五〇	三三六,〇八三	七三,〇四九	一,三四九	一,〇六九	一,一〇六

昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	昭 和 十 四 年	昭 和 十 五 年
四六、一四〇	五五、九二二	六八、六三三	九七、五八八	一、一七五、八五三	二、〇三三、二九三	二、六七九、五〇四	三、六五七、五六一	二、一五八、八六一
三六、六二四	四五、八八二	四九、八八五	七〇、七四一	八三九、三三四	二、〇一八、六三七	二、六七四、九五二	三、六五一、八七〇	二、一五二、四九九
八三、四七九	九五、三三〇	一一六、八二一	三三三、四八八	三、四九〇、九〇九	二、四九三	三、九五五	五、三九九	六、一〇五
三三六	四八二	一、〇〇八	一、二八四	二、四九八	一、一七三	三、九八八	五、三三三	六、一〇五
七三	三二八	九二七	一、〇七五	一、一三三	一、一七三	三、九八八	五、三三三	六、一〇五
一、二六〇	一、五五五	一、六五五	二、五九九	三、二〇七	五、五四一	七、五四一	一〇、〇一〇	五、九一四

21 布教所、布教者及信徒 昭和十三年末

基 督 教	佛 教	神 道	教會堂布教所 及講義所數	布教者數	信 徒 數
五、二八九	九七九	三〇五	六三六	八〇三	九八、八二九
四、七六三	一、一四七	三三三	三三三	一、九八、二九五	三、四一六
				五、三三、四六三	一九八、二九五
				四、七六三	五〇八、九四四

22 醫療機關

明治四十四年末	昭和十四年末	昭 和 十 五 年	總數	官立	公立	私 立	醫師 業 地 醫 生
一〇六	一四六	七六〇	一、〇一二	四	五	一、〇一三	一、六五五
朝鮮	内地	内地	内地人	朝鮮人	外國人	計	朝鮮
七六〇	一、二五八	七三、六五九	七三、六五九	一、二五八	七三、六五九	七三、六五九	六、二五九
醫師一人當人口	(内地は昭和十二年末)						

23 傳染病患者及死亡者 (昭和十五年)

傳染病名	患者	死亡者	傳染病名	患者	死亡者
痘	二五、三四三	四、〇九三	痘	三、二六四	六二九
猩紅熱	四、一六八	七五四	猩紅熱	一、三四六	一八一
流行性腦脊髄膜炎	一一、〇九八	一、七九五	流行性腦脊髄膜炎	五五〇	二五
赤痢	九〇四	六四	赤痢	二、七二三	五五八
コレラ			コレラ	一五三	七七
總數			總數		

24 專賣收入及支出

大正十年度	昭和十五年	專賣局は大正十年度より開辦す	收入	支出	差引益金
一六、九三七、三五	一〇四、七六六、〇五四		一三、一三三、三三五	四、八三三、九九〇	八、三〇〇、三四五
			四、九、二七七、五五四	五、四九八、五二〇	

25 葉煙草輸移出入

大正十 年度	昭 和 十 五 年 度	輸 出	數 量	價 額	輸 入	數 量	價 額
		移 出	一、九四一、〇〇八 疋	一、一四一、三三二 円	移 入	一、三六六、一七五 疋	一、五九八、七九 円
		總 計	四、四三三、二七〇	二、五七五、四三二	一、七四〇、九六〇	一、九〇、一六三	

26 鹽

大正十 年度	昭 和 十 四 年 度	製 造	天日鹽	煎 熬 鹽	再 製 鹽	輸 移 入 鹽
			一三三、八二一、七〇六 疋	四〇〇、九三三、〇三五 疋	三六、〇〇六、九七三 疋	一二五、七六一、五〇〇 疋
		總 數	四九三、七六〇、〇四三	三〇〇、〇〇七、七九	三七、九九七、三三	九四、三六八、六〇〇

27 人蔘輸移出

大正十 年度	昭 和 十 五 年 度	紅 蔘	白 蔘	水 蔘	
		輸 出	輸 出	輸 移 入	
		數 量	價 額	數 量	價 額
		四七、七三九 斤	二、六七一、七八 円	二〇〇、一七 斤	三三、三五 円
		八五、四六七	六、八八八、〇四	一〇、八一九	三三、三五
		總 計	一四、五五	二〇四、六〇〇	一九〇、三六七
		總 數	一〇四、三六〇、〇四三	三二、二五五	三三、〇九五

28 國有鐵道收入及支出

明治四十四年度	昭 和 十 四 年 度	收 入	支 出	差 引 益 金
		五、七七七、八六三 円	五、一三三、九七一 円	六四三、〇七一 円
		三六、四六九、三九	一六五、五三三、八〇〇	五〇、九五五、四三九 円

29 鐵道投資額

明治四十四年度末	昭 和 十 四 年 度 末	總 數	國有鐵道	私設鐵道
		一〇九、四七七、六三四 円	一〇五、〇七六、九六一 円	四、四〇〇、〇〇〇 円
		一一三、〇五八、五三二	八六〇、二八五、三五九	一八八、六三三、三五二

30 鐵道營業料程

明治四十四年度末	昭 和 十 四 年 度 末	總 數	國有鐵道	私設鐵道
		一、三九〇、〇	一、三三五、三	一〇〇、〇
		六、〇二五、五	四、〇八九、五	一、八五四、六

31 道路延長

昭和十三年末現在	國 道	地方道	計	國 道	府 縣 道	地 區	朝 鮮 內 地	面積一方料當
		一八、二三四 軒	三〇、六四八 軒	八、六四五 軒	一一〇、六七五 軒	二九、二九〇 軒	一三	一、五九八、七九 軒

32 朝鮮總督府命令航路

明治四十四年度	昭和十五年度	航路數	使用船數	總噸數	搭載貨物	乘客人員
?	?	?	二隻	四、〇八〇噸	?	三九、〇四五人
三〇	三〇	三〇	充	三三〇、四七七噸	一、八四四、一三三噸	二六三、九七六

33 放送局及聽取者

昭和二十年度末	昭和十五年度末	昭和二年二月より放送開始	放送局數			聽取者數		
			總數	内地人	朝鮮人	外國人	人口一萬人當聽取者數	
一	一	六	五、二二三	四、一六一	九四九	三	二、六	
三三七、五七三	三三七、五七三	一〇九、六四四	二六、九三三	九四四	九四四	九、五九八		

34 郵便貯金現在高

明治四十三年度	昭和十五年度	年度末現在高		預ヶ人一人當預金額	人口百人當預金額	人口一人當預金額
		預人員	預金額			
一、二、九、九六	一、二、九、九六	三、一〇六、四六五	三、一〇六、四六五	三、一〇七	二、四二	二、四二
六、八七、三〇九	六、八七、三〇九	一、四一、三七七、三九九	一、四一、三七七、三九九	二〇・七	二九	五、九六

35 朝鮮簡易生命保險契約現在高

昭和四年度末	同十五年度末	件數		保險料	保險金額
		件數	件數		
二八、四三九	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元
三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元	三、一〇六、八八元

36 金融機關 昭和十五年末

支店及出張所	本店	總數	朝鮮銀行			朝鮮殖産銀行			朝鮮貯蓄銀行			普通銀行		
			朝鮮金融組合聯合會	金融組合	手形交換所	無盡會社	信託會社	朝鮮貯蓄銀行	朝鮮貯蓄銀行	朝鮮貯蓄銀行	普通銀行	普通銀行	普通銀行	普通銀行
二一四	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二一四	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

37 銀行預金現在高 (單位千圓) 昭和十五年末

總額	定期預金	當座預金	特別當座預金	其の他の預金
一、三九、八八五	四〇〇、八六三	三、七、七二八	二〇〇、七二七	二六三、五八八
一、三九、八八五	四〇〇、八六三	三、七、七二八	二〇〇、七二七	二六三、五八八

朝鮮銀行 三三、五一
朝鮮殖産銀行 三三、五〇
朝鮮貯蓄銀行 二七、九七
普通銀行 四六、八七

38 銀行貸出金現在高 (單位千圓) 昭和十五年末

總額 六、三〇〇
年賦及定期貸付金 一〇三、八二三
貨付金 一〇、六九五
當座貸越 一〇五、一四〇
諸割引手形 一六、八八二
一五、七六〇
一五、〇六六
二七、五八〇
一五、七六〇
一五、七六〇
一五、七六〇
一五、七六〇

朝鮮銀行 一八、九六〇
朝鮮殖産銀行 五二、五七〇
朝鮮貯蓄銀行 九四、二五六
普通銀行 四五、五七〇
三九、五五〇

39 手形交換高 (金額單位千圓) 昭和十五年

總額 一、三三、九七六
小切手 一、三三、九七六
送金爲替 一、三三、九七六
公債債券 一、三三、九七六
同利札 一、三三、九七六
雜證券 一、三三、九七六

金枚 額數 三、五一、二五九
仕拂手形 四、四七、四一七
一、九、三〇八
一、九、七三五

總額 三、三三、八六五
郵便爲替 二、八九、三九三
六、六五、八〇四
三、〇四、六九四
一、三、五五五
一、三、五五五
一、三、五五五
一、三、五五五
一、三、五五五

40 朝鮮銀行券發行高

總額 一〇、〇〇〇
正貨準備 七、〇一五
保證準備 一、三、一三六
發行餘力 (×限外) 六、八八三
發行餘力 (×限外) 一、〇〇〇

41 銀行金利 昭和十五年

預金 年定期 (利率) 三六
當座 (日歩) 三
貸付 (日歩) 一八
當座貸越 (日歩) 一七
手形割引 (日歩) 一七

42 耕地面積

總數 (除火田) 一、七、七〇七
一毛作 八四七、六七七
二毛作 一、六一七、三五六
計 二、七、三、〇五三
田 二、七、三、〇五三
火田 一、七、七〇七
總面積に對する耕地面積 二、七、三、〇五三

明治四十三年末 二、四、四、九四四
昭和十四年末 四、五、三、七五七

明治四十三年
昭和十四年

米收穫高内鮮比較 昭和十三年

作付段別 (町)		收穫高 (石)	
總數	梗米	總數	梗米
一、五三、七九八	一、三五、三九九	一〇、四〇五、六三三	九、七三三、〇七二
一、三三、八〇五	一、一八、四六三	一四、三三三、七九三	一三、一三〇、六〇一
一、三三、八〇五	一、一八、四六三	一四、三三三、七九三	一三、一三〇、六〇一
一、三三、八〇五	一、一八、四六三	一四、三三三、七九三	一三、一三〇、六〇一
一、三三、八〇五	一、一八、四六三	一四、三三三、七九三	一三、一三〇、六〇一

朝内臺
鮮地灣

49 麥

作付段別		收穫高	
總數	梗麥	總數	梗麥
一、二、三四、八〇五	一、一、二、三四、八〇五	一、四、九一、〇七三	一、三、一七、五八八
一、一、九三、三三八	一、一、九三、三三八	一、三、〇一、四四五	一、一、九三、三三八
一、一、九三、三三八	一、一、九三、三三八	一、三、〇一、四四五	一、一、九三、三三八
一、一、九三、三三八	一、一、九三、三三八	一、三、〇一、四四五	一、一、九三、三三八
一、一、九三、三三八	一、一、九三、三三八	一、三、〇一、四四五	一、一、九三、三三八

總大稈小
數麥麥麥麥

50 大豆粟棉甘諸馬鈴薯

作付段別		收穫高	
總數	大豆	總數	大豆
四八八、〇五三	四八八、〇五三	七三七、八二五	七三七、八二五
五五九、一七五	五五九、一七五	八五〇、四七三	八五〇、四七三
五五九、一七五	五五九、一七五	八五〇、四七三	八五〇、四七三
五五九、一七五	五五九、一七五	八五〇、四七三	八五〇、四七三
五五九、一七五	五五九、一七五	八五〇、四七三	八五〇、四七三

大粟棉甘
薯諸馬鈴

51 家蠶繭產高

作付段別		收穫高	
總數	春蠶	總數	春蠶
七六、〇三七	七六、〇三七	八三三、四三三	六五五、六〇三
八九、九八〇	八四、五八六	一、〇五、六四七	四四五、五三六
八九、九八〇	八四、五八六	一、〇五、六四七	四四五、五三六
八九、九八〇	八四、五八六	一、〇五、六四七	四四五、五三六
八九、九八〇	八四、五八六	一、〇五、六四七	四四五、五三六

飼養戶數
蠶種掃立枚數
繭產高

52 牛

作付段別		收穫高	
總數	春蠶	總數	春蠶
一、四七九、〇一五	八三三、四三三	六五五、六〇三	四四五、五三六
一、〇五、六四七	六二、一一一	四四五、五三六	二六、一一六
一、〇五、六四七	六二、一一一	四四五、五三六	二六、一一六
一、〇五、六四七	六二、一一一	四四五、五三六	二六、一一六
一、〇五、六四七	六二、一一一	四四五、五三六	二六、一一六

昭和十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	昭和七年
價數	價數	價數	價數	價數	價數	價數	價數
額量	額量	額量	額量	額量	額量	額量	額量
八八三、二二〇	九一九、〇四九	八五五、四九〇	八〇九、四三七	七〇三、〇〇四	五六〇、四九〇	四三〇、八三三	三六九、四四六
九〇、八三一	八九、九八八	七四、三九二	七三、六六三	五五、六五九	四〇、三三四	二八、六九九	一七、二七六
三、〇〇八	三、三〇〇	三、〇九五	二、五五七	一、八八八	一、四四五	一、五、四八	二、四四〇
一、四、四四	一、二、三九九	一、六五六	一、八七四	一、六六七	二、七二五	二、三四〇	四九、三三六
二、九、六八	三、〇、九七五	三、七、八〇〇	四、四、七三	三、六、六四〇	二、三、〇一八	一、七、九六九	一、六、四〇七
二、六、五七五	二、五、九六八	四、〇、七九	四、三、七三	三、一、二八	二、二、五三	一、五、七一一	一、四、一六八
二、九、九〇	三、八、四八二	四、五、七三二	四、三、五五	三、八、六五九	二、八、四四九	一、九、九三四	四〇、一四四
三、六、五八	四、四、九四〇	五、〇、九三	三、六、三三	四、一、二八	二、五、六四	一、七、〇〇〇	一、〇、八九
六、六	六、四六	二、五、一六	二、四、八	一、四、八	一、七、三	一〇、六	一、三三
八、八七	九、五三	七、七四	七、五五	五、七九	四、〇六	二、〇、四〇〇	一、五、九一
三、九、四四	三、三、八四	二、八、九三	二、四、九	一、〇、一七	三、一、七	一、四、六	一、四、〇〇三
四、三、五	四、一、六	一、六、六	一、六、九	一、〇、一七	一、〇、八一	一、四、七	七、一、九三
三、二、三	三、一、七	一、八、四	一、八、三	一、一、八	一、〇、八一	一、四、七	一、三、七

57 林野面積

昭和十四年末	總數	國有	公有	寺刹有	私有
一六、三三三、一九四	五、四五六、五三〇	一、〇、一、二、六〇	一、八七、六七三	九、六五七、七四一	

58 林野蓄積

昭和十四年末	總數	國有林	公有林	寺刹有林	私有林
六九、四三三、五五五	三三、七六〇、四九三	三、九六〇、七五五	二、八八〇、五三四	三〇〇、二四一、七六四	

59 造林 (最近十箇年)

昭和十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年
八七、二六	八七、六六	八五、九三	八〇、三六	七五、四九	七五、七〇	八二、二五	九〇、〇六	九〇、〇六	九〇、〇六	九〇、〇六
三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一
七、〇八七	六、七九	七、六七八	八、四四〇	九、五六七	一〇、六三四	一四、七四	一五、六三二	一七、〇七六	一七、〇七六	一七、〇七六
九、八四三	一一、三〇一	一〇、五〇三	九、八八〇	八、三三七	一三、三七	一八、五九六	一九、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三
八〇、〇三九	八〇、〇三九	七、一、三三六	七、一、三三六	七、一、三三六	七、一、三三六	六、七、四七	六、七、四七	六、七、四七	六、七、四七	六、七、四七
三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一	三二、四、四六一
二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八	二七、四八八
三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九	三〇、二五九
二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五	二七、〇、七五

60 林產價額

明治四十三年	一九二四、〇〇〇	實指數
大正四年	三二、九四五、〇〇〇	指數
同 九年	三〇、〇〇六、〇〇〇	指數
同 十四年	五三、四八六、六八九	指數

61 林産價額種類別

昭和十四年	一九二、六〇四	總額
	二、七六三	材
	三七、五五七	薪
	一、二四五、八一五	材
	四、二〇〇	木
	三、二七〇	炭
	七、六三三	其他

62 水産價額

明治四十四年	六、七六三、一六〇	漁獲高
大正五年	一五、九五五、九三三	養殖生産高
同 十年	四四、九九七、五九〇	水産製造高
昭和元年	五三、七四二、八六七	合計
同 六年	四六、五七八、一七〇	計
同 十一年	七九、八七九、一五七	指數

昭和十四年 一四、〇九八、〇〇〇 八、七〇七、八七六 一六、七、九六、六九二 三二、七、三三、五六八 三、四七五

63 水産價額比較 (帝國全土) 昭和十三年

總數	八三四、一九九	實指數	一〇〇.〇%
朝鮮	一八九、八三三	割合	二三.七
内地	五八八、六四〇	實指數	七〇.六
臺灣	三三、五五三	割合	三.八
南洋	二五、五六一	實指數	三一.一
南洋	六、六二二	割合	〇.八

64 水産製造高 昭和十四年

總數	五七三、八三三、八三六	實指數	一〇〇.〇%
食品類	一九三、六三七、九七七	割合	三三.四
節類	五、七四〇	實指數	一一.〇
素類	三七、〇三七、八五五	割合	六.四
煮乾類	一六、五五五、三五三	實指數	二八.六
鹽藏類	六、二五四、四七六	割合	一.一
鹽辛類	一六、〇三二、三六六	實指數	二七.八
水産罐詰類	一三、〇三七、〇一四	割合	二.三

鹽乾類	111,033,974	水產鱈詰類	48,530
海藻類	10,745,081	乾製肥料	81,823,537
冷凍品	1,531,010	油肥類	11,533,134
櫻干類	335,950	海藻類	3,688,101
其他(食用品)	4,391,691	工業藥品	105,573
非食品總數	379,555,849	藥品	675
壓搾肥料	180,977,349	其他(非食品)	369,700

65 鑛業許可鑛區

總數	金銀鑛	鐵鑛	タンクス	金銀銅鉛	其他鑛	黑鉛	石炭	砂金	其他
明治四十四年末	796	337	9	3	15	7	279	5	2
昭和十四年末	10,574	5,849	23	2,543	286	489	434	68	2

66 鑛業稼行鑛區

總數	金銀鑛	鐵鑛	タンクス	金銀銅鉛	其他鑛	黑鉛	石炭	砂金	其他
明治四十四年末	206	74	1	2	4	2	11	56	8
昭和十四年末	6,591	4,377	7	903	143	23	361	353	8

67 鑛產價額

實數	指數	實數	指數
明治四十三年	6,067,953	100	
大正四十四年	10,515,966	173	
同九十四年	24,104,688	399	
同十四年	30,876,964	509	
昭和五年			34,654,463
同十年			88,039,101
同十一年			110,499,655

68 工場從業者及生産額

工場數	從業者數	生産品價額
明治四十四年	252	19,639,655
昭和十四年	6,953	1,169,716,551
		一四,五七五
		二七〇,四三九

69 工業產價額

實數	指數	實數	指數
明治四十四年	15,645,159	100	
大正五十四年	60,558,576	386	
同十一年	300,555,831	1,913	
昭和元年	299,967,554	1,917	
昭和六年			253,934,576
同十一年			730,806,768
同十四年			1,491,274,336

70 工産價額業種別 (昭和十四年)

業種	實數	割合
總數	一、四九八、二七七、四二六	
紡織工業	二〇一、三五一、七三〇	一〇〇%
金屬工業	一三六、〇九二、三七六	一三・四
機械器具工業	五三、二二五、七四五	九・一
窯業	四三、三三七、七八〇	三・六
化學工業	五〇一、七四九、九四六	二・九
其他	三三・五	
木製品工業	一〇〇・〇	
印刷製本業	一三・四	
食品工業	九・一	
ガス及電氣業	三・六	
其他の工業	二・九	
實數	二一、〇六一、〇九〇	
割合	一・四	
	一九、三七三、五〇六	
	三二八、三五二、七二八	
	三〇、四六二、一八八	
	一六三、二七〇、三三七	
	一〇・九	

71 會社

社 (朝鮮に本店を有するもの) 昭和十三年末

業種	總數	公稱資本金	合名會社	公稱資本金	合資會社	公稱資本金	株式會社	公稱資本金
總數	三、三三三	一、六四一、三六九	三、三三三	一、六四一、三六九	三、三三三	一、六四一、三六九	三、三三三	一、六四一、三六九
銀行及金融業	一四九	一四七、六〇二	一四九	一四七、六〇二	一四九	一四七、六〇二	一四九	一四七、六〇二
運輸業	三五四	一八〇、〇五二	三五四	一八〇、〇五二	三五四	一八〇、〇五二	三五四	一八〇、〇五二
瓦斯及電氣業	一六	三〇九、九六三	一六	三〇九、九六三	一六	三〇九、九六三	一六	三〇九、九六三
土木請負業	一七九	三三、〇一〇	一七九	三三、〇一〇	一七九	三三、〇一〇	一七九	三三、〇一〇
其他	三三三	九八、四三三	三三三	九八、四三三	三三三	九八、四三三	三三三	九八、四三三
農林業	一七六	九五、四三七	一七六	九五、四三七	一七六	九五、四三七	一七六	九五、四三七
商業	九三九	一〇八、六七六	九三九	一〇八、六七六	九三九	一〇八、六七六	九三九	一〇八、六七六
工業	一、〇八六	四一八、〇五四	一、〇八六	四一八、〇五四	一、〇八六	四一八、〇五四	一、〇八六	四一八、〇五四
鑛業	二七	三三、一五三	二七	三三、一五三	二七	三三、一五三	二七	三三、一五三
水産業	六五	二〇、〇〇〇	六五	二〇、〇〇〇	六五	二〇、〇〇〇	六五	二〇、〇〇〇

72 保險

(年末現在) (金額單位千圓) 昭和十四年

業種	總數	火災	海上運送	傷害	自動車	硝子	信用	森林	盜難
總數	六六六、五五四	五九四、五五三	六、五五〇	三、三三三	一、三六一	七九	九	一三	一
生命保險	二六、〇八九	九五三、四五三	九〇五、三六〇	三、八七二	三〇、三三九	二、五〇三	二、二八四	四	二四五
火災	六六六、五五四	五九四、五五三	六、五五〇	三、三三三	一、三六一	七九	九	一三	一
海上運送	六、五五〇	三、三三三	一、三六一	七九	九	一三	一		
傷害	三、三三三	一、三六一	七九	九	一三	一			
自動車	一、三六一	七九	九	一三	一				
硝子	七九	九	一三	一					
信用	九	一三	一						
森林	一三	一							
盜難	一								

73 貿易額

年	對外國貿易	對內地貿易	總計
明治四十三年	輸出 四、五三三 輸入 一四、四三三	輸出 一八、九六九 輸入 一五、三七八	輸出 二三、五〇二 輸入 三〇、八一一
昭和十年	輸出 六四、九〇一 輸入 一〇〇、五九九	輸出 一六五、四九一 輸入 四八五、八三三	輸出 二一〇、三九二 輸入 五九一、三三〇
同十一年	輸出 七五、二五五 輸入 二四、四九九	輸出 一八九、七六四 輸入 五八、〇四七	輸出 一九四、〇一九 輸入 八二、四七七

昭和十二年	一三三、〇九七	二八、一八六	二四、三三六	// 一五、〇四一	五七二、四四五	七五、四三三	一、三〇七、八八八	一六、九六八	一、五四九、〇九五
同十三年	一六九、〇六六	一三四、六六二	三〇三、六四九	出越四、四八四	七二〇、五三九	九二、四四五	一、六三一、八八五	二二〇、八〇六	一、九五五、五三四
同十四年	二六九、九一一	一五九、〇三三	四八、九四三	// 二〇、八七九	七三六、八八三	一、三九、四二七	一、九六六、二九九	四九三、五三四	二、三九五、二四三

74 朝鮮人の開拓民 (集團開拓民)

昭和十五年	集團開拓民	二、八二〇 ^戸	集合開拓民	一、七七一 ^戸	分散開拓民	二、四七五 ^戸	合計	七、五〇七 ^戸
-------	-------	--------------------	-------	--------------------	-------	--------------------	----	--------------------

昭和十六年十二月二十日 印刷
昭和十六年十二月二十四日 發行

定價金壹圓

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

朝鮮地圖

